

[資料]

1969年12月24日法律第990号 (自動車および船舶の運行に起因する 損害に関する強制民事責任保険) 等 ——イタリア保険法典(9)——

岡 田 豊 基

は じ め に

1. 本稿の対象

本稿において翻訳を試みる法令は、自動車および船舶の運行に起因する損害に関する強制民事責任保険 (Assicurazione obbligatoria della responsabilità civile derivante dalla circolazione dei veicoli a motore e dei natanti) (以下、本保険とする) に関して定めたものである。すなわち、1969年12月24日法律第990号 (以下、69年法とする)⁽¹⁾、1977年2月26日法律第39号 (以下、77年法とする) によって改正という形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号 (以下、76年暫定措置令とする)、1978年11月24日法律第738号 (以下、78年法とする) によって改正という形で代替された1978年9月26日暫定措置令第576号 (以下、78年暫定措置令とする)、1970年11月24日共和国大統領令第973号 (以下、70年大統領令とする)、1981年1月16日共和国大統領令第45号 (以下、81年大統領令とする)⁽²⁾、および注において翻訳するそれらの関連法令である。

筆者は、69年法および76年暫定措置令をすでに翻訳しているが⁽³⁾、その後、それらの内容が一部改正されているので、本稿において再度翻

訳を試みることにした。本稿の作成にあたっては、Donati = Kohler 編 “Codice delle leggi sulle assicurazioni private”⁽⁴⁾、Tramontano 編 “Codice delle assicurazioni”⁽⁵⁾、および Abrugiati = Abrugiati 編 “Codice dell’assicurazioni obbligatoria della responsabilità civile derivante dalla circolazione dei veicoli a motore e dei natanti: Annotato con la giurisprudenza”⁽⁶⁾ に掲載されている法令を参考にした。

これらの翻訳を試みる前に、本保険を定めている69年法等の内容等を概観する。

2. 69年法の制定による自動車および船舶の運行に起因する強制民事責任保険の導入

イタリアでは、69年法を制定することによって本保険が導入され、今日に至っている。69年法は、1959年4月29日にストラスブールで調印された強制自動車損害賠償責任保険に関するヨーロッパ条約 (Convention européenne relative à l’assurance obligatoire de la responsabilité civile en matière de véhicules automoteurs) を国内法化したものである。同条約により、各加盟国は、①自動車のすべての所有者、保有者および運転者の民事責任を担保する強制保険制度を設けること、②被害者の直接請求権や保険者の抗弁権の制限など、被害者の権利保護の措置を講ずること、③無保険車やひき逃げによる損害をてん補するための保障基金を設置すること、④他国内で運行される自動車についての保険の担保を保障すること、などを定めた規定を国内法の中に取り込むべきものとされた。⁽⁷⁾

69年法はこの趣旨に従ったものであるが、⁽⁸⁾ その主たる目的は、自動車および船舶 (以下、自動車等とする) の運行に起因する損害の賠償を保障することであり、これに基づいて以下のような基本的原則が導入された。①将来有責者となる可能性のある主体の責任において民事責任保険契約を締結する義務を負うこと、②被害第三者が保険者に対して損害賠

償を直接請求しうること、③保険によって補償されない損害を賠償する目的で、交通事故犠牲者保障基金 (Fondo di garanzia per le vittime della strada) を設立すること、である。⁽⁹⁾同法は、その後、76年暫定措置令 (77年法が代替) および1995年3月17日立法措置令第175号 (以下、95年立法措置令とする)⁽¹⁰⁾によって改正かつ補完された。そして、施行令として、70年大統領令 (81年大統領令によって改正) が制定された。

3. 自動車等の運行責任に関する法原則

イタリア法では、自動車等の運行に起因する損害賠償責任については、不法行為に基づく損害賠償に関する民法2043条と、⁽¹¹⁾車両の運行に基づく損害賠償に関する民法2054条⁽¹²⁾の規定が適用される。民法2054条の特徴は、①適用範囲が人的損害および物的損害におよんでいること (1項)、②責任主体につき、運転者 (conducente) を第一次的賠償義務者としていること (1項)、③免責要件が緩やかなこと (3項) にある。すなわち、所有者等については、無断私用運転、広義の泥棒運転などの場合の責任免脱が容易であると指摘されている。⁽¹³⁾

4. 自動車等の運行に起因する損害に関する強制民事責任保険の概要

(1) 保険契約の主体

a. 付保義務者

69年法は、本保険を付する義務を負う者について、間接的に付保を強制する方法をとっている。すなわち、民法2054条に定められた民事責任を担保する保険の付されていない自動車の運行を禁止するとともに (69年法1条1項。以下、括弧内では法と引用する)、付保義務に違反した者には刑事罰を科している (法32条1項)。ただし、69年法3条は付保義務者として自動車レースの主権者等を明定している。

69年法の付保義務者に関する規定の方式は、わが国の自動車損害賠償保障法 (以下、自賠法とする) 5条および87条に似ているが、本保険の

担保する危険は、民法2054条に定める民事責任を負担する蓋然性から成り立っているので、付保義務は、一般的には、車両または船舶を運行し、使用するすべての者に課されていると解される。⁽¹⁴⁾すなわち、直接的な責任に関しては自動車または船舶の運行者が、そして、間接的な責任に関しては、それらの所有者、用益権者、車両の所有権留保特約による取得者が付保義務者である（法1条3項、民法2054条）。⁽¹⁵⁾なお、この義務は、外国で登録または登記された車両および船舶をイタリア国内で運行させる場合にも適用される（法6条）。

b. 保険者

保険契約は、本保険の営業を認可された企業との間で締結される⁽¹⁶⁾（法10条）。当該企業は約款の規定および料率に従って、顧客からなされた保険の申込を承諾する義務を負う（法11条）。そして、一定の要件を充足しない保険企業は営業免許を取り消される（法16条）。

(2) 付保対象車両および船舶

69年法によって付保義務が課されている車両および船舶は、トロリーバス (filoveicolo) およびトレーラー (rimorchio) を含む軌道の誘導によらない自動車 (veicolo a motore) の他、3馬力を超える船内または船外の動力推進機関を装備した総トン数25トン未満のモーターボート (motoscafo) および小型船舶 (imbarcazione) である（法1条1項・2条1項）。⁽¹⁷⁾そして、自動車に関する同法のすべての規定は、可能な限り、モーターボート等にも適用される（法2条2項）。

(3) 付保の証明方法

付保義務者がその義務を履行したことは、保険を引き受けた保険者がこの者に交付した証明書 (certificato) によって証明されなければならない。証明書には保険期間が明記され（法7条1項）、保険者は、当該期間内に発生した事故の賠償に限り、被害第三者に対して責任を負担する（法7条2項）。保険者は被保険者に対して、証明書他に、車両識別登録ナンバー (numero di targa del veicolo) および保険期間の終了日が記載さ

れた証票 (contrassegno) を交付しなければならない (法7条3項)。運転者は証明書をつねに携帯し、証票を車両に貼付しなければならない(法7条6項, 70年大統領令9条~19条)。証明書は、それを発行した保険者との間で保険契約が締結されたこと、および明記された期間に関する保険料が支払われたことを証明するものであり、証票の機能については、管轄官庁が付保義務の遵守状況の確認を容易にすることにあると解され⁽¹⁸⁾ている。

(4) てん補される損害

本保険によっててん補される損害は、民法2054条に定められた軌道の誘導によらない車両の運行に起因して第三者が被る人的損害および物的損害 (法1条1項)、ならびに、モーターボートおよび小型船舶の航行に起因して第三者が被る人的損害 (法2条1項) である。判例では、被害者に対する有責者および保険者の義務は、保険によって賠償される額を⁽¹⁹⁾限度として連帯債務となる (民法1292条以下) とされている。

保険者のてん補義務には、以下に示すごとく、責任保険契約上のそれと直接の法定の損害保険という契約外のそれとの2種類がある。

a. 契約上のてん補義務

車両の運転者、所有者、用益権者、車両の所有権留保特約による取得者が、車両の運行に起因して第三者が被った人的損害および物的損害につき、民法2054条に基づき責任を負担する場合において、保険が有効であり、かつ、事故が保険期間中に発生した場合には、本保険の保険者は被害者または被保険者に対して責任保険としててん補する。

b. 法定のてん補義務

69年法は、責任保険が機能しない以下の場合についても、被保険者保護の見地から、保険者に直接の法定義務としててん補義務を負わせてい⁽²⁰⁾る。

①車両の運転者が、当該車両の所有者、用益権者または車両の所有権留保特約による取得者等の許可を得ないで車両を運行したことにより、

第三者に損害を与えた場合(法1条3項)。いわゆる、主人が禁止しているときの運行(*circolazione proibente domino*)については、所有者等は民法2054条3項に基づき責任を負わないから、この者が加入している責任保険は機能しないが、⁽²¹⁾保険者はてん補責任を負う。それゆえに、被保険者にてん補を行った保険者は運転者に対して求償権を行使することができる。

②民法2054条の準用から、民事責任保険を定める民法1917条⁽²²⁾の規定にかかわらず、被保険者の故意の行為に起因する損害についてもまた、被害第三者⁽²³⁾に対して賠償責任を負うものと解されている。被害第三者に対しててん補を行った保険者は、被保険者に対して求償権を行使することができる(法18条2項)。

③保険契約が無効または失効の場合。この場合には、保険者の交付した証明書に記載された保険期間内に発生した損害に関して、保険者がてん補義務を負う(法7条2項)。

④免責条項およびてん補金額削減条項に該当する場合。これらの場合には、最低付保額の範囲内においては、保険者はこれをもって被害者に対して対抗することができず(法18条2項)、保険者はてん補義務を負う。ただし、保険者は、被保険者に対しててん補金の支払を拒否または減額しうる権利を有する場合には、義務の範囲を超えて被保険者に支払った額につき、被保険者に対して求償権を行使することができる。

なお、69年法4条は、本保険において第三者とみなされない者が被った損害はてん補されない旨を定めている。

(5) 最低付保額

保険契約が締結されなければならない限度額は、69年法付表A項目に定められた車両および船舶の範疇に応じて明示された額を下回ることができない。

(6) 被害第三者の保護

a. 直接請求権

保険事故が発生した場合、被害第三者は、保険契約が締結された額を限度として、損害の賠償に関して保険者に対して直接請求権を有する(法18条1項)。

b. 抗弁の制限

被害者は、被保険者に対して損害賠償を、保険者に対して損害賠償額を裁判上請求することができる。裁判上の請求権は、賠償請求がなされた日から60日が経過するまでに提起することができる(法22条)。

保険者は、被害者に対して、契約上の抗弁を主張することができず、損害賠償に対する被保険者の分担を定める条項を主張できない(法18条2項)。また、民法1913条に定められた被保険者による通知義務の不履行も主張できない(77年法3条7項)。「契約上の抗弁」については争いがある。抗弁を危険の制限条項と同視する抗弁制限説は、法律の目的、とりわけ、保険者に対する完全に独立した権利を第三者に保証する要求と対比させる。このことは、契約の無効に関するすべての抗弁を被害者に對抗できないという考えを指向しているように解されている⁽²⁵⁾。保険料の不払に関する抗弁に関して、保険者は、民法1901条2項に定められた場合を除き、証明書に記載されている期間につき、被害第三者に対して責任を負うと法定されている(法7条2項)ゆえに、保険者は、証明書に記載された期間につき保険料の不払を第三者に対抗できない。

c. 仮渡金請求権

被害者が被保険者に対して損害賠償を、または保険者に対して損害賠償額を裁判上請求している場合には、被害者は、判決が確定する前に予想賠償額(扶助料(provisionale))の給付を請求することができる(法24条1項)。扶助料は予想賠償額の5分の4を上回ってはならず、運転者が負担すべき責任の大きな要素が生ずる限りにおいて清算される(同2項)。

(7) 損害の査定および清算

損害の査定および清算に関する規定は、被害者の保護を補完し、後に

行われる賠償から派生しうる問題を回避または制限するものである。

a. 損害の査定

損害の査定を容易にするために、以下のように定められている。すなわち、物的損害のみの事故の場合において、または40日以内に回復できる人的損害を生じさせた事故の場合において、保険者に対し、損害額に関して見合った額を被害者に提示するか、賠償請求がなされた日から60日以内に、提示しなかった理由を被害者に通知する義務を課している(77年法3条2項)。

そして、勤労所得に関する一時的廃疾または永久障害の事故であると判断された場合について、被害者の所得の決定に関する特別な規定を定めている(同4条)。

また、車両同士の衝突の場合には、保険者が作成した書式を使って双方の運転者が共同して通知した事故の状況は、保険者の反対の証明がない限り、真実に一致するものと推定される(同5条)。

b. 損害の清算

損害の清算をはやめるために、保険企業は、車両同士の衝突の場合、各企業は、加害者の保険者の計算において、被保険者に対して直接賠償する義務を負う⁽²⁶⁾ということを基礎とする協定(直接てん補のための合意)を締結している。

(8) 交通事故犠牲者保障基金

強制保険が機能しない損害を賠償する目的で、交通事故犠牲者保障基金(以下、基金とする)がCONSAP株式会社(公保険譲渡業務株式会社:⁽²⁷⁾Concessionaria servizi assicurativi pubblici società per azione)に設立されている(法19条1項)。基金は、強制保険の営業免許を付与された企業からの拠出金で管理運営される(法31条)。

基金が給付するのは、①加害車両・船舶が不明の場合(いわゆるひき逃げ)の損害、②無保険車両・船舶による損害、③支払不能状態の保険企業がその契約を引き受けた車両・船舶による損害に限られる(法19条

1項)。給付の対象および範囲は、①については人的損害のみ、②および③については物的損害も賠償されるが、前者では、500ヨーロッパ通貨単位 (unità di conto europea) に相当する金額の小損害不担保を伴う。

基金からの給付は、いかなる場合においても法定限度内においてなされなければならない(法19条・21条)。損害は、基金の計算において、事故が生じた領域内につき、商工大臣 (Ministro dell'industria, del commercio e dell'artigianato) の指定した企業により清算される(法20条)。

車両が付保されていないか、不明であるゆえに、被保険者が存在しないか、特定できない場合には、基金の計算で賠償金を支払った被指定企業は損害の有責者に対して求償権を有する。保険企業が強制清算に付されている場合には、被指定企業は清算に付されている当該企業に対して、被保険者および被害者の権利をこの者のために法定されている先取特権をもって代位することができる(法29条)。

ところで、基金の行う給付が保険の性質を有するか否かについて議論がある。肯定説は、この給付が強制清算に付されている企業に付保された車両に関するものであるゆえに、基金の計算において、保険契約から派生した権利を、法定限度額内で主張することを被保険者に認め⁽²⁸⁾た77年法13条によって強められているのではないかと解している。

(9) 自動車等の強制民事責任保険を営む企業の特別規定

本保険を営む企業は、他の損害保険の営業に関する規定とは部分的に異なる原則に拘束されている。

①普通保険約款および特別保険約款を ISVAP (Istituto per la vigilanza sulle assicurazioni private e di interesse collettivo : 私保険団体利益保険監督局⁽²⁹⁾) に通知しなければならない(95年立法措置令41条⁽³⁰⁾) だけでなく、ISVAPが明示した自動車およびその他の範疇の車両については、特別な料率条件が適用されなければならない(小損害不担保)(法12条)。

②本保険を営む企業の免許は、損害保険を営む企業に関して定められている場合（95年立法措置令66条⁽³¹⁾）の他に、69年法11条（保険の引受）、30条（基金で賠償される事故を別個に管理運営することに関する被指定企業の義務）、31条（基金に対する拠出義務）に定められた義務を履行しない場合に取り消される。

③本保険を営む企業が行政上の強制清算に付された場合には、清算命令が公布された日から進行する本保険契約は、契約の期限、または保険料が支払われた期間の期限まで危険を保障し続ける。保障は法定額を限度とし、賠償は基金の責任とする（77年法8条）。

④69年法は、本保険を営む企業の強制清算手続の過程において、進行中の本保険に関する保有契約の強制包括移転制度を定める。本制度は、78年暫定措置令（78年法で代替）によって導入された。強制包括移転は、本保険を営む企業を強制清算に付する命令によって行われる。包括移転は譲受企業の事前の同意を必要とするので、69年法は、健全な企業にその同意を提示するよう導く一連の手続を定めており、譲受企業に対して、清算に付された企業の従業員等を引き受ける義務を課している。その主たる目的は、強制清算に起因する当該企業における雇用関係の解消を回避することにあると解されている⁽³²⁾。かかる目的において、清算委員会は、基金の計算において、譲受企業に代わって損害の清算を行うことが認められ、清算に付された企業の従業員等を引き受ける義務を負う（77年法9条・10条）。清算委員会は、関連する権限が清算命令の中に定められていないとしても、清算に付された企業の保有契約を移転することができ⁽³³⁾る。そして、当該企業で働いていた従業員等の一部を引き受けることを譲受会社に課す。譲受会社に移転されなかった「未売買の」保有契約は、本保険を営む企業間で強制的に分配されるとともに、清算に付された企業の従業員等は、当該企業間で分配される（77年法11条）。

なお、強制清算に付された企業の保有契約の重要性に対応するために、全国保険協会（Associazione nazionale tra le imprese assicuratrici:

ANIA) に所属する有力企業73社が金融機関 Sofigea (Società finanziaria per gestioni assicurative società per azioni : 保険管理金融株式会社)⁽³⁴⁾ を設立させた。その任務は、強制清算に付された企業の保有契約を包括的に引き受ける新しい保険会社を設立することであったが、Sofigea は1990年に解散・清算された。⁽³⁵⁾

- (1) 同法に関する論文として、金澤理「イタリアにおける自動車損害賠償保障制度」『交通事故と保険給付』(成文堂・1981年) 109頁以下がある。
- (2) 自動車および船舶の運行に起因する強制民事責任保険に関する法律および政令には、本稿において翻訳を試みるものの他に、主なものとして以下がある。

- ①1980年2月26日法律第13号(私保険の営業に関する法律の改正)(Legge 26 febbraio 1980, n.13. -Modifica alle leggi sull'esercizio delle assicurazioni private.)
- ②1986年11月11日法律第772号(共同体の共同保険の原則)(Legge 11 novembre 1986, n.772. -Disciplina della coassicurazione comunitaria.)
- ③1982年6月29日共和国大統領令第571号(刑事体系の改正に関する1981年11月24日法律第689号第15条最終項および第17条最後から2番目の項の施行に関する規程)(Decreto del Presidente della Repubblica 29 giugno 1982, n.571. -Norme per l'attuazione degli articoli 15, ultimo comma, e 17, penultimo comma, della legge 24 novembre 1981, n.689, concernente modifiche al sistema penale.)
- ④1990年8月7日法律第242号(外国で登記および登録された自動車および船舶が共和国内を運行中に引き起こす損害に関する強制民事責任保険の原則)(Legge 7 agosto 1990, n.242. -Disciplina dell'assicurazione obbligatoria della responsabilità civile per i danni causati dalla circolazione nel territorio della Repubblica dei veicoli a motore e dei natanti immatricolati o registrati in Stati esteri.)
- ⑤1991年1月9日法律第20号(1982年8月12日法律第576号の補完および改正ならびに保険企業もしくは法人の参加の監督に関する規程および保険企業もしくは法人における規程)(Legge 9 gennaio 1991, n.20. -Integrazione e modifiche alla legge 12 agosto 1982, n.576, e norme sul controllo delle partecipazioni di imprese o enti assicurativi e in imprese o enti assicurativi.)

⑥1992年2月17日法律第166号(1969年12月24日法律第990号の原則の対象となっている自動車および船舶の運行、盗難および火災に起因する損害に関する査定および評価を行う保険鑑定人の制度および国内における役割の機能)(Legge 17 febbraio 1992, n.166. —Istituzione e funzionamento del ruolo nazionale dei periti assicurativi per l'accertamento e la stima dei danni ai veicoli a motore ed ai natanti soggetti alla disciplina della legge 24 dicembre 1969, n. 990, derivanti dalla circolazione, dal furto e dall'incendio degli stessi.)

⑦1992年2月19日法律第142号(イタリアがヨーロッパ共同体に所属していることによって生ずる義務の履行に関する原則)(Legge 19 febbraio 1992, n.142. —Disciplini per l'adempimento di obblighi derivanti dall'appartenenza dell'Italia alle Comunità europee (legge comunitaria per il 1991).)

そして、自動車および船舶の運行に起因する強制民事責任保険に関する省令には、本稿において翻訳を試みるものの他に、主なものとして以下がある。

①1977年7月28日省令(貸切、賃貸借、自動料金表示装置付の自動車を含む自家用自動車に関して、1978年に適用される自動車の民事責任保険に関する料率の様式)(Decreto ministeriale 28 luglio 1977. — Formule tariffarie per l'assicurazione della responsabilità civile dei veicoli a motore da applicarsi nell'anno 1978 e concernente le autovetture in servizio privato, compresi il noleggio e la locazione e gli autotassometri.)

②1977年7月28日省令(自動車の強制民事責任保険における事故の通知書の書式の承認)(Decreto ministeriale 28 luglio 1977. — Approvazione del modello di modulo di denuncia di sinistro per l'assicurazione obbligatoria della responsabilità civile autoveicoli.)

③1978年1月26日省令(自動車強制民事責任保険種目の運営に関する決算報告書の書式の承認)(Decreto ministeriale 26 gennaio 1978. — Approvazione del modello di modulo di denuncia di sinistro per l'assicurazione obbligatoria della responsabilità civile autoveicoli.)

④1991年10月1日省令(特定の外国が発行した登録番号を装備した車両がイタリア共和国、ヴェチカン市国およびサン・マリノ共和国国内において運行中に引き起こす損害に関する民事責任保険の強制の遂行)(Decreto ministeriale 1 ottobre 1991. — Assolvimento dell'ob-

bligio di assicurazione della responsabilità civile per i danni causati dalla circolazione nel territorio della Repubblica italiana, della Città del Vaticano e della Repubblica di San Marino per i veicoli mutini di targa di immatricolazione rilasciata da determinati Stati esteri.)

- ⑤1992年9月9日省令第562号(保険鑑定人の国内の職務に関して登録を行うための様式に関する規則)(Decreto ministeriale 9 settembre 1992, n.562. -Regolamento recante modalità per l'iscrizione nel ruolo nazionale dei periti assicurativi.)
- ⑥1995年12月28日省令(CONSAP—公保険譲渡業務株式会社によって管理運営される連結決算の清算)(Decreto ministeriale 28 dicembre 1995. -Liquidazione del conto consortile gestito dalla CONSAP - Concessionaria servizi assicurativi pubblici S.p.A..)
- (3) 拙著『イタリア保険業法(1992年末現在)』(財)生命保険文化研究所(1993年)203頁~230頁。
- (4) Antigono Donati ed Adelmo Kohler, *Codice delle leggi sulle assicurazioni private*, 4a ed., Milano, 1993, pagg.462-538.
- (5) Luigi Tramontano, *Codice delle assicurazioni: Banca, Borsa e Titoli di Credito*, Milano, 1997, pagg.534-584.
- (6) Anton Aldo Abrugiati e Pierluigi Abrugiati, *Codice dell'assicurazioni obbligatoria della responsabilità civile derivante dalla circolazione dei veicoli a motore e dei natanti: Annotato con la giurisprudenza*, 2a ed., Milano, 1997, pag.3.
- (7) 木村栄一「ヨーロッパ諸国における強制自動車損害賠償責任保険」損害保険研究29巻3号(1967年8月)55頁。
- (8) 金澤・前掲注(1)111頁。
- (9) Antigono Donati e Giovanna Volpe Putzolu, *Manuale di diritto delle assicurazioni*, 5a ed., Milano, 1998, pag.234.交通事故犠牲者保護基金については, Agujari e Cigliana e Sanna, *Il fondo di garanzia per le vittime della strada*, Milano, 1998 を参照。
- (10) 拙稿「1995年3月17日政令第175号—イタリア保険法典(2)—」神戸学院法学26巻4号(1996年11月)135頁~139頁を参照。“Decreto legislativo”を前掲の拙稿では「政令」と翻訳したが, その後, 訳語としては「立法措置令」が適切であると判断したので, ここに訂正する。
- (11) 民法第2043条(不法行為に基づく損害賠償)「故意または過失によるいかなる行為も, 他人に違法に損害をもたらすものは, その行為を犯した者にその損害を賠償すべき義務を負わしめる。」

(12) 民法第2054条(車両の運行)「①軌道の誘導によらない車両の運転者は、損害を避けるために可能な一切の措置を講じたことを証明しない限り、車両の運行により人または物に生じた損害を賠償する責任を負う。(注：条文中の項数を表わす①は原文には明示されておらず、便宜上付記したものである。以下、同じ)

②車両間の衝突の場合には、反対の証明があるまで、各運転者は各車両によって被った損害につき同一の割合で関与したものと推定される。

③車両の所有者、または所有者に代わる用益権者もしくは所有権留保の合意による取得者は、当該車両の運行が自己の意思に反してなされたことを証明しない限り、運転者と連帯して損害賠償の責任を負う。

④場合のいかんを問わず、前項までに定められている者は、車両の構造上の瑕疵または管理の不備によって生じた損害について、それを賠償する責任を負う。」

(13) 金澤・前掲注(1)115頁を参照。

(14) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.234.

(15) 自動車につき法定の処分権限を有する者(受託者、使用貸借の借主)、事実上の処分権限を有する者(権原なき保管者、単なる占有者)も付保義務を負うとも解されている(金澤・前掲注(1)116頁)。自動車の運行または使用の概念を拡大すれば、これらの者もまた付保義務者に含まれると解されよう。

(16) 95年立法措置令9条(拙稿・前掲注(10)46頁を参照)。

(17) 具体的には付表A項目を参照。

(18) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.235.

(19) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.236.

(20) 金澤・前掲注(1)118頁~120頁。

(21) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.235.

(22) 拙稿「民法典(1942年3月16日勅令第262号) —イタリア保険法典(5) —」神戸学院法学27巻4号(1998年1月)69頁を参照。

(23) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.235.

(24) 拙稿・前掲注(22)67頁~68頁を参照。

(25) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.237.

(26) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.238.

(27) 1992年8月8日法律第359号によって全国保険公社(Istituto Nazionale delle Assicurazioni: INA)(拙稿「イタリア1942年民法制定前の生命保険事業規制—INA設立の経緯と背景—」『現代保険学の展開—水島一也博士還暦記念—』(千倉書房・1990年)383頁以下を参照)が株式会社に組織変更することで民営化された結果、交通事故犠牲者保障基金および狩猟

- 犠牲者保障基金の管理・運営業務は CONSAP に移管した。その後、CONSAP は1994年 6 月23日法律第403号によって、強制包括移転に伴う義務を引き受ける主体となっている (Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.16)。
- (28) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag.240.
- (29) 拙稿「1982年 8 月12日法律第576号 (保険監督の改革) 等—イタリア保険法典 (7) —」神戸学院法学28巻 3号 (1998年11月) 1 頁以下を参照。
- (30) 拙稿・前掲注(10)77頁を参照。
- (31) 拙稿・前掲注(10)95頁を参照。
- (32) Donati = Volpe Putzolu, *op. cit.*, pag. 241.
- (33) 1959年 2 月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典 (以下、59年統一法典とする) 88条については、拙稿「1959年 2 月13日共和国大統領令第449号—イタリア保険法典 (3) —」神戸学院法学27巻 3号 (1998年 1 月) 76頁を参照。
- (34) 拙稿「保険業法等における消費者保護」保険学雑誌559号 (1997年12月) 58頁を参照。
- (35) 拙稿・前掲注(34)58頁の記載内容が不正確であったことを指摘し、ここに訂正する。Sofigea の解散理由としては、1998年 3 月末に行った Volpe Putzolu ローマ大学教授との面談調査によると、外国企業がイタリア保険市場に参入した結果、Sofigea に資金を拠出する企業の数が少なくなったゆえに、各企業の拠出金の負担が重くなったこと、および95年立法措置令 39条に基づく保障基金 (拙稿・前掲注(10)75頁～76頁を参照) で対応できること等があるとされる。

1969年12月24日法律第990号
(自動車および船舶の運行に起因する
損害に関する強制民事責任保険)

Legge 24 dicembre 1969, n.990

(Assicurazione obbligatoria della responsabilità civile derivante
dalla circolazione dei veicoli a motore e dei natanti.)

(*Gazzetta Ufficiale* 3 gennaio 1970, n.2)

第1章 保険の強制

第1条

第1項：トロリーバスおよびトレーラーを含む軌道の誘導によらない自動車は、本法の規定に基づいて、民法第2054条⁽³⁶⁾に定められた第三者に対する民事責任保険により保証されなければ、公道上またはそれに類する領域において運行の用に供してはならない。

第2項：運送を行う資格が何であれ、前項に定められた保険は、被運送人に生じた人的損害に関する責任をも含まなければならない。

第3項：所有者、用益権者または車両の所有権留保特約による取得者の意思に反してなされた運行の場合においても、本法に基づいて締結された保険契約は、運送されていない第三者、または自己の意思に反して運送された第三者に生じた損害に関する補償に限り、その効力を有する。ただし、この場合には、保険者の運転者に対する償還請求権は有効である。

第1条の2

第1条に基づいて締結された保険契約は、自動車の運行に起因する民事責任に関する強制保険についてヨーロッパ経済共同体加盟国の国内法に定められた条件に従って、かつ、その制限内において、各加盟国の領

土内において発生した損害に関する責任をも保証する。ただし、この場合には、恒常的に滞在する加盟国の契約または法律により定められたより広範な保証は及ばない。

第2条

第1項：3馬力を超える船内または船外の動力推進機関を装備した総トン数が25トンを超えないモーターボートおよび小型船舶は、人的損害に関する第三者に対する民事責任保険により保証されなければ、航行の用に供してはならない。

第2項：第1項に定められたモーターボートおよび小型船舶に対しては、可能な限りにおいて、第1条に定められた自動車に関する本法のすべての規定が適用される⁽³⁷⁾。

第3条

第1項：自動車に関するあらゆる種類のレースおよびスポーツ競技会、ならびにこれに関連する試験走行は、たとえ閉鎖されたサーキット場においても、主催者が本法に基づいて民事責任保険契約を締結していなければ、開催してはならない。

第2項：保険は、人、動物および物に生じた損害について、主催者およびその他の義務者の責任を保証しなければならない。ただし、参加者自身およびその者が使用した車両に生じた損害については、この限りではない。

第4条

第1項：事故を引き起こした車両の運転者にすぎない者は第三者とみなされず、本法の規定に基づいて締結された強制保険契約から派生する保険金請求権を有しない。

第2項：第1条第2項および本条第1項の規定に定められた場合を除

き、以下の者は物的損害については第三者とみなされず、本法の規定に基づいて締結された保険契約から派生する保険金請求権を有しない。

- a) 民法第2054条第3項に定められた者。⁽³⁸⁾
- b) 法律上離婚していない配偶者、第1項およびa文に定められた者の法定、自然または養子縁組による尊属および卑属、ならびに、これらの者の準養子および3親等までのその他の親族および姻族で、これらの者と同居している、または被保険者が生計をたてることによって恒常的に扶養している者。
- c) 被保険者が法人の場合には、無限責任社員およびこの者とb文に定められた関係の一つに該当する者。

第5条

(新道路交通法第237条により削除)⁽³⁹⁾

第6条

第1項：外国において登録または登記された第1条および第2条に定められた車両および船舶で、共和国の領土内または領海内において一時的に運行の用に供されるものについては、イタリアにおける滞在期間中に保険の強制が遂行されなければならない。

第2項：船舶については、保険の強制は、本法または1970年11月24日共和国大統領令第973号第6条から第8条までの規定に基づく保険契約を締結することにより、または、船舶の使用者が外国で設立された適法な法人が発行した国際保険証明書を所持する場合には、発生する損害に関して、イタリアにおいて設立された以下の事務代理法人が引き受ける民事責任保険契約の存在を証明することにより遂行される。

- a) イタリア国内で生じた損害を清算し、本法に定められた制限内および形態において、または場合によっては、国際証明書に明示された保険証券に定められた最高限度額内において、権利者

に対して支払を保証したものとみなされる法人。

b) 商工省が省令によってその定款を認可し、承認した法人。

第3項：自動車については、第1項に定められた義務は、本法に基づいて締結された保険契約により、または1970年11月24日共和国大統領令第973号第7条に定められた様式により遂行される。⁽⁴¹⁾共和国内およびヨーロッパ経済共同体の他の加盟国内において車両の運行によって生じた民事責任に関しては、各国の現行法に定められた条件および限度内において遂行される。

第4項：第1項に定められた義務は、この他に、以下の国により交付された登録番号が貼付された自動車についても遂行されるものとする。

a) ヨーロッパ経済共同体の一加盟国。第2項a文およびb文に定められた方法および効果によってイタリアにおいて設立された適法な法人が、ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国において設立された事務代理人との間で締結した合意に基づいて、車両がイタリア国内における運行中に生じた損害の賠償について補償され、共同体が自己の行為によって合意を認めた場合。

b) ヨーロッパ経済共同体の一非加盟国。第2項a文およびb文に定められた方法および効果によってイタリアにおいて設立された適法な法人が、車両がイタリア国内における運行中に生じた損害の賠償について補償され、ヨーロッパ経済共同体の行為によって、非加盟国が発行した登録番号が貼付された自動車に関する民事責任保険を監督する加盟国の義務が免除される場合。

第5項：使用者が、外国において設立された適法な法人が交付したもので、共和国内およびヨーロッパ経済共同体の他の加盟国内において車両について生じた損害に関する民事責任保険契約の存在を証明するとともに、第2項a文およびb文に定められた方法および効果によってイタリアにおいて設立された適法な法人が確認した国際保険証明書を所持している場合には、第1項に定められた義務は、つねに、一外国が発行し

た登録番号が貼付された自動車について遂行されたものとみなされる。

第6項：第3項、第4項および第5項の規定は、大使および領事、国際公務員、または外国および国際機関の所有する自動車についても適用される。

第7項：一外国が発行した登録番号を装備する車両の運行によって生じた損害のうち、商工大臣令で定められた損害に関する民事責任保険契約については、第4項a文およびb文の規定は適用されない。

第8項：本法に基づいて、第2項b文に定められた方法で承認された保険の引受を認可された企業によってイタリアにおいて設立された法人は、前項までに定められた任務の他、以下の行為を行う。

- a) 参加企業の名義および計算において、本法の施行令に定められた国境保険契約を締結し、管理運営する⁽⁴²⁾。そして、支払うべき保険金の清算および支払を準備する。
- b) 第2項、第4項および第5項の場合において、本条に定められた自動車および船舶がイタリア国内における運行中に生じた損害を賠償するために、被保険者、民事上の責任者およびその保険者の国内資格を引き受ける。
- c) 第2項および第3項の場合においては、外国で登録または登記された自動車および船舶のイタリア国内における運行に起因した損害を被った者が、本法の規定に基づいて加害者に対して直接に請求することのできる損害賠償に関する訴訟を、参加企業の名義および計算において裁判所に提起することができる。法人の場合においても、本法の規定に基づいて民事上の責任者の保険者に対して直接請求を認める規定が適用される。

第9項：第8条に定められた機関に対する直接の賠償請求訴訟を提起するためには、民事訴訟法第163条の2第1項に定められた期間は2倍にされ、いかなる場合においても60日を下回ってはならない。民事訴訟法第313条に定められた期間⁽⁴⁴⁾は、いかなる場合においても60日を下回っては

⁽⁴⁵⁾
ならない。

第7条

第1項：本法に定められた義務の履行は、保険料または分割保険料が支払われた保険期間が判明する保険者の発行した公式証明書に基づいて証明されなければならない。

第2項：保険者は、証明書に記載された期間内につき、被害第三者に対して責任を負担する。ただし、民法第1901条第2項⁽⁴⁶⁾に定められた場合は、この限りではない。

第3項：保険者は、被保険者に対して保険証明書を発行する際に、この他に、保険者の署名、車両識別登録ナンバー、および証明書が効力を有する保険期間の満了年月日が記載された証票を被保険者に発行しなければならない。

第4項：証票は、通行税の支払時に発行される証票シールの貼付に関する1953年2月5日共和国大統領令第39号で承認された自動車税法の統一法典⁽⁴⁷⁾第12条に定められた様式で、保険に付されている車両に貼付されなければならない。

第5項：施行令は、前項までに定められた保険証明書および証票の発行および特徴を定める他、盗難、紛失または破損の場合における複製の発行様式⁽⁴⁸⁾について定める。

第6項：車両の運転者は、保険証明書を携帯し、本法第33条に定められた機関が要求する場合には、運転免許証とともにそれを提示しなければならない。

第8条

第1項：車両または船舶の所有権の移転は保険契約の終了をもたらす。ただし、譲渡人が譲渡された車両または船舶について締結された契約が、自己の所有する他の車両または船舶について有効であることを要求し、

かつ、保険料の差額を支払った場合には、この限りではない。新しい車両または船舶に関する保証は、証明書が発行された日から有効となる。

第2項：施行令は本条の規定の施行に関する規定を定める。⁽⁴⁹⁾

第9条

第1項：保険の強制を遂行するためには、契約は本法付表A項目に定められた額を下回らない額で締結されなければならない。

第2項：必要であると判断される場合には、商工大臣の提案により公布される共和国大統領令によって、付表A項目に定められた額が変更される。その場合、強制保険の結果、および市場価格の一般的数値、または政府中央統計局の統計的測定から推定される報酬の一般的数値が考慮される。

第2章 保険の営業

第10条

強制保険契約は、営業の自由形式であれサービス提供の自由形式であれ、共和国内において適用される現行規定に基づいて、車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業が認可された企業により締結されることができる。

第11条

第1項：企業は、自動車および船舶の運行に起因するすべての危険に関して事前に定められた義務を負担する保険証券および料率に基づいて、その提供する強制保険に関する申込を承諾しなければならない。

第2項：性質上、企業の定めた料率に該当しない危険については、企業は、純保険料の算定に必要な分析的資料を知るために、請求された項目を構築する義務を負う強制自動車保険を営む複数の会社によって設立された一つまたは複数の組織が所有する情報を利用することができる。

第3項：第2項の規定は、企業の定めた危険と比較すると、主観的または客観的理由によって特殊な性質または例外的な性質を有する危険についても適用される。

第4項：第2項および第3項に定められた危険に関する純保険料を算定するために企業が使おうとする分析的資料は、第2項に定められた機関に対して適宜通知されなければならない。

第11条の2

第1項：自動車および船舶の運行に起因する損害に対する民事責任保険の保険料に関しては、自動車および船舶の運行に起因する被害者に支払われた給付金の償還について、保険者、有責者または1969年12月24日法律第990号第20条の規定で指定された企業に対する、全国医療活動に負担させる給付金を支払う州および他の法人に帰属する請求権の代替分担金が適用される。

第2項：分担金は、6.5パーセントの割合をもって、徴収された保険料に適用され、保険証券および領収書に別々に示されなければならない。保険者は、分担金の額について保険契約者に対して償還請求する権利を有する。

第3項：分担金の対象となる保険料の決定および放棄について、分担金の徴収について、および関連する制裁については、1961年10月29日法律第1216号およびその後の修正が適用される。

第12条

第1項：乗用自動車、および ISVAP の措置によって特定されることのできる他の範疇の自動車については、保険契約は、保険期間の進行中における保険事故の発生または不発生に関連して、締結時に適用される保険料増減の変化を満期ごとに定める保険証券に基づいて、または、損害賠償に対する被保険者の負担を定める《小損害不担保》条項に基づい

て締結されなければならない。

第2項：ISVAPは、予防の要請を考慮して、第1項に定められた車両の範疇の特定を行う。

第13条

施行令は、営業終了時に発生しているが、未清算の保険事故に関して、企業が車両の運行に起因する民事責任保険について積み立てなければならない準備金の妥当性の規制に関する基準を定めることができる。⁽⁵⁰⁾

第14条

第1項：商工省は、企業の提出した保険料率の評価および認可を行うか、または、企業の引き受けた危険、発生した保険事故、および車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険の推移の認識に有用な他のすべての要素に関する年次分析測定の結果に基づいて、第11条に定められた場合における他の料率の作成を行う。

第2項：測定のためには、前項に定められた保険について、企業の引き受けたすべての危険の2パーセント相当の額が連結決算に計上される。これは当該企業の共通勘定について、施行令で定められた基準に従って⁽⁵¹⁾ および効果をもって、全国保険公社により考慮される。⁽⁵²⁾ 全国保険公社は、営業の終了毎に、商工省に対して、第1項に定められた目的のために使われる連結決算の管理から推定されるすべての資料を通知する。

第3項：全国保険公社は毎年11月30日までに、商工省に対して通知しなければならない連結決算の管理から推定される資料に基づいた詳細な報告書を発表し、国会に提出しなければならない。発表の方法は商工大臣が定める。

第15条

⁽⁵³⁾
(1995年3月17日立法措置令第175号により削除)

第16条

車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業認可は、以下の場合には取り消されることができる。

- a) 企業が第11条に定められた義務の履行を不当に拒否した場合。
- b) 企業が第30条および第31条に定められた義務の履行を怠ったか、または義務を正当に履行しなかった場合。

第17条

保険事故の被害者は、命令が公布されるまで、第18条第1項に基づいて、譲渡保険企業に対して保険金の支払を請求することができる。ただし、当該企業は要求があれば、譲受企業の計算で、満期の到来した保険契約を更新する義務を負う。

第3章 損害賠償

第18条

第1項：本法に定められた規定により保険が強制されている車両または船舶の運行に起因する事故の被害者は、保険で保証された金額を限度として、保険者に対して損害賠償を直接請求する権利を有する。

第2項：保険の最高限度額について、保険者は直接請求している被害者に対して対抗することができず、契約上の免責条項、および損害賠償に対する被保険者の分担を定める条項についても同様である。ただし、保険者は、契約上の自己の給付を拒否または減額する権利を有している限度内において、被保険者に対して償還請求権を有する。

第19条

第1項：以下の場合には、本法の規定において保険が強制されている車両または船舶の運行に起因した損害を賠償するための《交通事故犠牲者保障基金》が、CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）において創設さ

れる。

- a) 事故が未確認の車両または船舶に起因した場合。
- b) 車両または船舶が保険により保証されていない場合。
- c) 共和国内において、営業の自由形式またはサービス提供の自由形式によって営業している企業で、事故発生時に強制清算に付されている企業またはその手続中である企業のもとで、車両または船舶が保険に付されている場合。

第2項：a文の場合には、損害賠償は人的損害についてのみ行われる。b文の場合には、人的損害の他に、損害額が1986年10月22日法律第742号第3条に定められた500ヨーロッパ計算単位に相当する額を超える物的損害、およびその分損額がこの額を超える損害について賠償される。c文の場合には、損害賠償は人的損害および物的損害について行われる。

第3項：損害の清算は、事故が発生した地域について第20条に定められた被指定企業により行われる。

第4項：損害賠償に対する訴訟は、被指定企業に対し提起されなければならない。

第5項：CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）は《交通事故犠牲者保障基金》を独立して営むが、提訴に際しその訴訟に参加することができる。

第19条の2

第1項：交通事故犠牲者基金は、この他に、第2編第3章に定められた規定に基づいて、他の加盟国において活動するイタリアに本店を有する企業で、事故発生時に強制清算に付されている、またはその手続中である企業において保険に付され、他の加盟国で登録された車両が当該国内において引き起こした事故を賠償する義務を負う。

第2項：商工省は、イタリア共和国の官報に掲載すべき自己の命令によって、CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）—《交通事故犠牲者保障

基金》の独立管理運営主体一に対して、第1項に定められた事故の賠償に関して、他の加盟国の保障基金と合意を行うように命令することができる。

第20条

第1項：《交通事故犠牲者保障基金》は、商工省の監督の下、全国保険公社の総裁または総局長が統括する、商工省、国庫省、全国保険公社、保険企業および自動車利用者の各代表者で構成される委員会の協力を得て、CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）の理事会を介して、CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）により管理運営される。施行令には基金の管理運営方法および委員会の活動内容が定められる。⁽⁵⁴⁾

第2項：商工大臣は官報に掲載されるべき自己の命令で、イタリア国内の各州ごとまたは複数の州ごとに、命令の公布日からまたは命令に記載された別の日から3年以内に、その管轄する領域内で発生した事故で、第19条第1項a文およびb文に定められたものに関して負担する金額を権利者に対して清算手続を行う企業を指定する。

第3項：被指定企業は、3年間の期間が経過した後であっても、他の企業を指定する命令が公布されるまでは、発生した事故についても処理手続を行わなければならない。

第4項：第19条第1項c文に定められた場合には、被指定企業は、強制清算を定めた命令の公布日に事故に関する損害の査定を行わなければならない。

第5項：被指定企業により事前に支払われた金銭は、経費および第29条で償還される金銭の全額を含み、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営するCONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に償還されなければならない。この場合には、企業とCONSAPとの間でなされ、かつ、商工省の認可対象となる協定に従う。⁽⁵⁵⁾

第21条

第1項：第19条第1項a文に定められた場合には、損害は、自家用自動車に関する本法の付表A項目に被害者ごとおよび事故ごとに定められた最低保障金を限度として賠償される。⁽⁵⁶⁾

第2項：永久障害の程度、被扶養者の属性、および被扶養者のために算定されるべき被害者の収入の程度は、労働傷害および職業病に対する強制保険に関する規定の統一法典である1965年6月30日共和国大統領令第1124号の規定を基礎にして決定される。

第3項：第19条第1項b文およびc文に定められた場合には、損害は、それを引き起こした運送手段が属する範疇の車両および船舶に関して定められた本法の付表A項目の定める最高限度額内において賠償される。

第22条

本法の規定により保険が強制されている車両または船舶の運行に起因する損害賠償の訴えは、たとえ認識のために送付される場合であっても、被害者が保険者に対して、または第19条第1項a文およびb文に定められている場合においては、第20条に定められた被指定企業もしくは《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に対して、受領書付き書留郵便によって損害賠償を請求した日から60日が経過した時から提起されるにとどまる。第19条第1項a文に定められた場合においては、被指定企業または CONSAP に対して請求した被害者は、その後有責者の保険者が判明した場合には、あらたな請求を要しない。

第23条

本法第18条第1項の規定に基づいて保険者に対して提起された訴訟においては、事故責任者も参加しなければならない。第19条第1項b文に定められた場合には、事故責任者も裁判所に召喚されなければならない。

そして、第19条第1項c文に基づいて提起された訴訟においては、保険企業の清算人も裁判所に召喚されなければならない。

第24条

第1項：第1審が係争中の場合においては、当該事故を原因として必要な状態にあると判断された損害賠償請求権者は、損害の最終的清算において計上されるべき額が自分に支払われるように主張することができる。

第2項：民事または刑事の予審判事は、当事者の弁論を聞いたうえで、運行者の負担すべき責任の程度が清算額の中から判明した場合には、迅速に執行される決定により、判決において清算される予想賠償額の5分の4を上限として、第1項に基づいた金額を支払う。民事上の原因が刑事訴訟法第3条第2項⁽⁵⁷⁾に基づいて不明確な場合には、訴訟は地方裁判所判事または法務裁判官に提起される。必要と判断される場合においては、民事訴訟法第298条⁽⁵⁸⁾と異なる査定額が支払われた後に訴訟原因が審理される。そして、第1審で審理中の地方裁判所または法務裁判官が、予審段階または公判段階を問わず措置を講ずる。

第3項：請求は公判中においても繰り返すことができる。

第4項：決定は裁判所の判決により破棄されることができる。

第25条

第1項：支払不能宣告が出された保険者について強制清算手続が遂行される前に、被害者が当該保険者に対して獲得した判決は、たとえ確定した場合であっても、第21条最終項に定められた賠償限度額内において第20条に定められた損害賠償を行うことが指定された企業に対して、対抗することができる。

第2項：前項に定められた手続が公判中に講じられ、被害者が強制清算手続中の企業に対して請求する場合には、それに関連する判決は、第

21条最終項に定められた賠償限度額内において被指定企業に対して対抗することができる。この場合、裁判の係争は、司法職員が通知書類により関係者に通知する条件に従う。

第3項：被指定企業は控訴審においても任意に訴訟に参加することができる。この場合、この者は理由書の中に請求内容を記載し、それに利害を有していることを証明するものとする。

第4項：第1項の規定は、第24条に基づいて被害者の取得した決定に対しても適用される。

第26条

第1項：被害者が第18条第1項の規定に基づいて保険者に対して有する直接請求権、および第19条第1項a文およびb文に定められた場合において、被害者が第20条の規定に基づいて指定された企業に対して有する直接請求権は、有責者に対する請求権が対象となる時効期間が適用される。⁽⁵⁹⁾

第2項：第19条第1項c文に定められた場合において、第20条の規定に基づいて指名された企業に対して被害者が有する請求権は、強制清算に付される企業に対する請求権が時効消滅するまで主張することができる。⁽⁶⁰⁾

第27条

第1項：同一事故で複数の被害者が発生し、有責者の負担する賠償額が保険金額を超える場合には、被害者の保険者または第20条に定められた被指定企業に対する権利は、保険金額に相当する額まで、または第21条に定められた額まで減額される。

第2項：保険者または第20条に定められた被指定企業が、事故発生から30日が経過し、相当の注意を払いながら捜索したにもかかわらず他の被害者が判明しない場合において、被害者に対して、自己に帰属する分

損額を超えた金額を支払った場合には、この者は、支払われた金額に相当するまでは他の被害者に対して対抗することはできない。ただし、本条第1項に準じて、分配のために受領した金額の回収に関する関係者の行為は、この限りではない。

第28条

第1項：保険者または第20条に定められた被指定企業が被害者に対して支払う金額、すなわち、最寄りの病院、公立もしくは私立の救急病院、または自宅までの輸送費用、治療費、入院費、診察費および医薬品費、公立病院またはその他の公的機関が支払った葬儀代は、他の強制保険で補償されない場合には、それを前払いしたものに対して直接支払われる。ただし、被害者に対して賠償金が支払われる前にそれが請求された場合に限る。

第2項：被害者が社会保険により補償された場合には、社会保険を運営する機関は、有責者の保険者または第20条に定められた被指定企業から、当該保険を規律する法律および規則に基づいて、被害者に供給される給付金に充当される費用を直接償還する権利を有する。ただし、後掲2項に定められた履行条件を遵守し、被害者に対する賠償金が支払われていない場合に限る。

第3項：有責者の保険者または第20条に定められた被指定企業は、損害の清算手続を行う前に、被害者に対して、この者が強制社会保険の運営機関に対する給付請求権を有していない旨の告知を請求する義務を負う。被害者が当該給付請求権を有していることを告知した場合には、保険者または第20条に定められた被指定企業は、当該社会保険の運営機関に対してその旨を通知する義務を負う。そして、供給されたまたは供給される給付について、当該機関の債権を保証するに足りる金額を事前に留保する限りにおいて、損害清算手続を行うことができる。

第4項：保険会社が被害者の権利を代位する意思を表示することなく、

前項に定められた通告から45日が経過した場合には、有責者の保険者または第20条に定められた被指定企業は、被害者のために最終的な査定手続を行うことができる。被害者の行為が代位権を侵害する場合には、社会保険機関は負担すべき責務に対応する金額を被害者から償還する権利を有する。⁽⁶¹⁾

第29条

第1項：和解の場合においても、第19条第1項a文およびb文に定められた場合において損害を賠償した被指定企業は、事故の責任者に対して、支払った保険金ならびにそれに関係する利息および費用の返還を請求する権利を有する。

第2項：第19条第1項c文に定められた場合には、和解の場合においても、損害を賠償した企業は、支払った金額について、被保険者の権利または被害者の権利を問わずその者のために法定された先取特権を介して、強制清算に付された企業に対して代位請求することができる。

第30条

第1項：第20条に定められた被指定企業は、第19条に定められた事故に関する勘定を分離して経営しなければならない。当該企業は営業年度の半期終了時に、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営するCONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に対し、当該半期について、事故により生じた損害賠償金の支払およびそれに関連する経費について負担した責務の損益計算書を提出しなければならない。計算書は施行令の規定に準拠して作成される。⁽⁶²⁾

第2項：当該企業はこの他に、各営業年度の終了時に、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営するCONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に対して、査定されたものの、保険金の未払事故から生ずる損害額、および通知されたものの、未査定の事故に関する推定損害額を報告

しなければならない。

第3項：第1項に定められた分離勘定による経営は、商工省の監督に服する。同省は適宜、被指定企業の交代も含む必要なすべての措置を講ずるものとする。

第31条

第1項：車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業が認可された企業は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営するCONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に対して、毎年、施行令により定められた限度額内において、各保険契約について徴収された保険料の割合に⁽⁶³⁾応じて決定される分担金を拠出する義務を負う。

第2項：分担金の額は、毎年、第19条に定められた事故処理から生ずる結果を考慮したうえで、3パーセントを最高限度として商工大臣令により決定される。

第3項：前項に定められた分担金の決定について、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営するCONSAP（公保険譲渡業務株式会社）は、本法の施行令の規定に従って、⁽⁶⁴⁾毎年、商工省に対して、前年度の経営に関する損益計算書を提出する義務を負う。

第4項：本法の最初の適用年度においては、当該分担金は承認された最新の貸借対照表から判明する徴収済保険料の3パーセントを限度として定められる。

第4章 罰 則

第32条

第1項：本法の規定に従って船舶を運行する際に、保険に付する義務があるにもかかわらず、保険の保証のないままそれを運行の用に供した者またはそのことを認めた者は、500,000リラから3,000,000リラまでの金額を支払う行政罰に⁽⁶⁵⁾処せられる。

第2項：保険に付する義務を履行した船舶の操縦者で、保険証明書を携帯することなく、または充分に見える方法で所定の場所に証票を貼付していない者は、4,000リラから10,000リラまでの金額を支払う行政罰に処せられる。

第3項：前項に定められた行政上の不法行為については、道路運行に関する規定および地方規則の規定に関する罰則体系の修正を含む1967年5月3日法律第317号第5条の規定に基づいて減額された額の支払が認められる。⁽⁶⁶⁾

第33条

本法の規定に基づいて行われる違反行為の評価は、道路運行に関する規定の統一法典を承認した1959年6月15日共和国大統領令第393号第137⁽⁶⁷⁾条、および自動車税に関する法律の統一法典を承認した1953年2月5日共和国大統領令第39号第38条⁽⁶⁸⁾に定められた機関に委任される。

第5章 終則および暫定規則

第34条

保険の強制の発効日に進行中であった車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険契約は、当該日から効力を有し、対象となる本法の規定に適合されなければならない。被保険者は、必要に応じて増額保険料を支払う義務を負う。

第35条

第1項：本法の施行令の公布日に、⁽⁶⁹⁾共和国内において車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険を営んでいる企業は、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第40条⁽⁷⁰⁾に定められた設立担保に付加された設立担保として、当該または従前の営業年度に締結された保険契約に関する貸借対照表が承認された直近の営業における徴収

済保険料の10パーセント相当額を積み立て、拘束しなければならない。
ただし、被保険者の負担する税金は控除される。

第2項：前項に定められた付加担保は、第15条に定められた担保積立の目的で算定されることができる。

第36条

第1項：車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険は、保険料およびその他の費用の100リラあたり12.5リラを上限として、1961年10月29日法律第1216号に定められた保険料に対する税金の対象となる。この額は、保険契約が責任の危険の他に、車両もしくは船舶に固有の危険、またはそれらの運行に起因する損害にも適用される。

第2項：前項に定められた保険契約に関連した金額の支払について、被保険者、被害者または権利者から保険企業に交付された領収書に対しては、たとえ正式な行為により生じた、または和解による結果であっても、ならびにたとえ保険金の他に、法定費用および報酬、保険証券に規定されたその他の付帯権利を含んでいる場合であっても、1961年10月29日法律第1216号第16条⁽⁷¹⁾の規定が適用される。

第3項：第19条に基づいて支払われる保険金の支払に関する活動および必要な行為、ならびに《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP (公保険譲渡業務株式会社) および保険企業との間の関係に固有のそれらはすべて、取引に関する間接的な税金および費用、ならびに登録の様式について免除される。

第37条

第1項：本法の公布日または施行日に、支払不能宣告に基づき強制清算に付されている保険企業の被保険者に対して損害賠償請求権を有する者は、保険契約の限度内で、かつ、本法の付表A項目に定められた最高限度額内において、その限度と比較して、分担することが認められた清

算企業の資産の第1回目の分担によって完全に履行されていない資産で認められた損害賠償請求権の一部を獲得するために、第20条に定められた被指定企業に対して請求することができる。

第2項：前項の規定は、物または動物損害に対する賠償金の最初の100,000リラには適用されない。

第3項：第1項の規定は、賠償請求権者に対して賠償した被保険者のためにも適用される。

第4項：本条が適用される者に対するその後の分配に充当される金銭は、清算委員会から《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP (公保険譲渡業務株式会社) に対して支払われ、本条に基づいて支払われるすべての額について被指定企業に対して償還請求される。

第38条

第1項：1946年2月23日副王勅令第223号で設立された私保険監督局⁽⁷²⁾が有していた権限および職務が帰属する私保険団体利益保険総局が、商工省の中に設立される。これに対応するために、商工省の中央行政部門の総局において部署が増設される。

第2項：私保険団体利益保険に関する技術検査部門が、商工省の中に設立される。運営資金は本法の付表B項目において決定される。

第3項：前項までに定められた総局および検査部門の設立から派生する責務に対しては、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第67条⁽⁷³⁾の監督分担金の一部が充当される。これに対応するために、分担金の最大限度額は、各営業において企業が徴収した保険料の1,000分の2まで増額される。

第39条

第1項：本法の付表B項目に定められた技術検査部門の指令職の責任者は、法学、経済学および商学、または統計学および保険数理学の学士

号取得者の中から、公開試験を行うことにより任命される。

第2項：試験の実施を掲載した省令は、すべての学士号の類型ごとに責任者の職務の数を定める。

第3項：筆記試験4種類および口述試験1種類の試験が行われる。

第4項：試験の実施を掲載した省令は、各試験の受験資格を要求した学士号に関連する筆記試験および口述試験の対象となる分野を定める。

第40条

第1項：本法の付表B項目に定められた技術検査部門の指令職は、会計学の学士号を有する志願者の中から、公開試験を行うことにより任命される。

第2項：筆記試験3種類および口述試験1種類の試験が行われる。

第3項：試験の実施を掲載した省令は、筆記試験および口述試験の対象となる分野を定める。

第41条

第1項：本法が最初に適用される場合には、本法の付表B項目に定められた技術検査部門の指令職10部署および技術検査部門の判断職5部署は、1957年1月10日共和国大統領令第3号で承認された統一法典第200条に定められた方式によって、商工省の指令行政部門および判断行政部門に与えられる。

第2項：この他に、本法が最初に適用される場合には、新しい機関のすべての部署は、定数外の部署を考慮することなく与えられる。

第42条

第1項：施行令は、本法の公布日から6カ月以内に、法務大臣および⁽⁷⁴⁾運輸航空大臣の協力を得て、商工大臣の提案に従って共和国大統領令により公布される。

第2項：⁽⁷⁵⁾施行令は、その規定に違反した者は、4,000リラ以上50,000以下の金額を支払う行政罰に処することを定める。

第43条

第1項：施行令の公布日から180日が経過した場合、本条、第38条、第39条、第40条および第41条の規定を除いて、本法の規定が適用される。ただし、第11条第1項・第2項・第3項・第4項・第5項および第6項、第12条、第14条第1項、第15条、第16条第1項第1号・第2号・第2項および第3項、第17条、第20条、第31条、第35条および第37条の規定は、施行令の公布日から適用される。

第2項：車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業を認可された企業で、本法の施行令の公布日に営業していた企業は、この種目についてその営業を継続する場合には、前掲の日から60日以内に、第11条第1項および第35条に定められた要件を充足しなければならない。

第3項：第11条が最初に適用される場合には、企業は商工省に対して、保険料率、保険約款、および第14条第1項に定められた統計上および技術上の資料を提出しなければならない。

第4項：国璽が付された本法は、イタリア共和国法令の公式選集の中に含まれる。何人もこれを国家の制定法として遵守し、かつ、他人に遵守させる義務を負う。

付表A項目

本法第9条に基づいて決定された強制保険に関する最低補償額
自動車および船舶の運行に起因する民事責任に対する強制保険に関する最低補償額は、1993年5月1日から、個々の事故ごとに、犠牲者の数および損害の性質を問わず、以下に定められた額を下回らないように決定される。

a) 第1分野の自動車（自家用自動車、運転手付き貸切自動車）およ

1969年12月24日法律第990号

- び第2分野の自動車（タクシー）：1,500,000,000リラ。
- b) 第3分野の自動車（バス）：500,000,000リラ
 - c) 第4分野の自動車（貨物運送自動車）：1,500,000,000リラ
 - d) 第5分野の自動車（家用オートバイおよび三輪車）：1,500,000,000リラ
 - e) 第6分野の自動車（作業用機械およびトラック）：1,500,000,000リラ
 - f) 第7分野の自動車（農業用機械）：1,500,000,000リラ
 - g) 家用船舶またはレジャー用船舶：1,500,000,000リラ
 - h) 旅客運送用船舶：2,500,000,000リラ
 - i) 自動車または船舶の競技会およびコンクール：5,000,000,000リラ

付表B項目（省略）

- (36) 民法2054条（車両の運行）については、前掲注(12)を参照。
- (37) 1971年2月11日法律第50号（レジャー航行に関する規程）第47条「①本条に定められた船舶および小型船舶の航行に起因する第三者に対する責任は、民法第2054条に基づいて規律される。
- ②民法第2947条第2項に定められた時効が適用される。」
- 第48条「①1969年12月24日法律第990号の規定は、本法第1条第4項に定められたレジャー用船舶のすべてに適用される。ただし、手漕ぎ船舶および補助動力推進機関を装備しない帆船は除き、1952年2月15日共和国大統領令第328号で承認された航行法典施行令第401条に定められた小型船舶を含む。
- ②1969年12月24日法律第990号の規定は、小型船舶の種類にかかわらず、本法第15条に定められた3馬力を超える取り外しのできる動力推進機関を装備する船舶に適用される。
- ③1969年12月24日法律第990号の規定は、外国における使用許可証、または外国で発行されたイタリア領海内における使用許可証を装備している船舶に適用される。」
- 民法第2947条（損害賠償に関する権利の時効）「①不法行為によって発生した損害賠償請求権は、その行為が生じた日から5年で時効にかかる。

②すべての種類の自動車の運行によって発生した損害賠償請求権は2年で時効にかかる。

③場合のいかんを問わず、その行為が法律によって犯罪とみなされ、かつ、その犯罪についてはより長期の時効が定められている場合には、この時効は民事訴訟に関しても適用される。ただし、その犯罪が時効とは異なる原因によって消滅した場合、または刑事裁判において撤回されない判決が介入した場合には、損害賠償請求権は、その犯罪行為が消滅した日または判決が撤回されないものとなった日から進行することをもって、前2項に定められた期間で時効にかかる。」

航行法典施行令（海上航行）（1957年2月15日共和国大統領令第328号で承認）第401条（レジャー航海）「①航行法典、本命令、特別法および特別規則に定められたレジャー航海に関する特別規定は、別段の定めがない限り、その目的で使用されている期間に関して、そもそもレジャーを対象としない船舶についても適用される。

②前項に定められた船舶を使用した航海は、港湾監督官庁により事前に許可されなければならない。」

(38) 民法2054条（車両の運行）については、前掲注(12)を参照。

(39) 新道路交通法（1992年4月30日暫定措置令第285号）第237条（第5章の暫定規定）「第1項：道路の利用者は、本法の施行日から本法により課された行動を行う義務を負う。原動機付き自転車および農業用機械については、第193条に定められた民事責任保険の強制は1993年10月1日に発効する。1969年12月24日法律第990号第5条は同日に削除される。農業用機械の運行により生ずる民事責任に関する保険契約は、道路上における機械の有効な運行に関して2ヶ月を下回らない期間について締結されることができ

る。
第2項：第1項に定められた期日が到来する前に生じた違反については、主たるおよび従たる行政上の制裁が適用され、前掲の規定の定めに従って、確認および施行の訴訟に関する規定が遵守される。」

(40) 本稿102頁～103頁を参照。

(41) 本稿102頁を参照。

(42) 70年大統領令第7条（本稿102頁）を参照。

(43) 民事訴訟法第163条（呼出状の記載事項）および第163条の2（出頭期間）については、法務大臣官房司法法制調査部編『イタリア民事訴訟法典—1995年12月20日現在—』（財）法曹会・1996年）49頁～50頁を参照。

(44) 民事訴訟法第311条（地方裁判所の面前における訴訟手続に関する規定の準用）および第313条（書面真否確認の訴え）については、司法法制調査部・前掲注(42)94頁を参照。

(45) 1972年10月12日省令（ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国の車両および同様の車両によって引き起こされた損害の賠償措置を講ずるヨーロッパ経済共同体の非加盟国の自動車に関する「国境」保険の保険約款を承認するミラノに住所を有するイタリア営業本部の権限）第1条「①自動車による民事責任保険をイタリア国内において引き受ける企業間で設立され、ミラノに住所を有するイタリア営業本部（Ufficio centrale italiano: U.C.I.）は、ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国にもつばら所在する自動車、ならびに自動車の運行に起因する民事責任保険の分野、および保険で保証されない自動車も含む民事責任保険の強制に関する監督の分野において、加盟国の制定法の内容を接近させることに関するヨーロッパ共同体理事会指令1972年4月24日第166号（n.72/166/CEE）に基づいて同様に取り扱われる自動車が、イタリア共和国、ヴァチカン市国およびサン・マリノ共和国を運行中に引き起こした損害の賠償について措置を講ずる権限がある。

②損害賠償は、1969年12月24日法律第990号および施行令で定められた条件および限度において、イタリア営業本部によって行われる。前項に定められた指令の範囲に属さない自動車、および有効な国際保険許可証（「グリーン・カード」）を備え付けていない自動車が引き起こした損害は、イタリア営業本部による賠償から除外される。

③第1項に定められた自動車が引き起こした事故、および損害賠償の措置が講じられる事故について、イタリア営業本部は、登録および自動車が付されている保険に関するすべての手がかりを可能な限り収集し、自動車がつばら所在する国の国内保険営業本部に提示しなければならない。」

第2条「①1969年12月24日法律第990号第11条に基づいて、ヨーロッパ経済共同体の非加盟国内にもつばら所在する自動車に関する「国境」保険に関する保険証券の中に挿入される保険約款が、以下のように承認される。

『1969年12月24日法律第990号および施行令に基づいて、同法に添付される付表Aに定められた保証の範囲内において、イタリア共和国、ヴァチカン市国およびサン・マリノ共和国内において保険期間内に当該自動車が運行中に引き起こした損害に関する民事責任について、保険が提供される。』『保険は、以下の場合に自動車が運行中に引き起こした損害に関する責任についても補償する。

- a) 添付された「グリーン・カード」に記載されたヨーロッパ経済共同体の加盟国内において、当該国の制定法の限度内において。
- b) ヨーロッパ共同体理事会指令1972年4月24日第166号（n.72/166/CEE）第2部第2編第3条に定められた経路に沿って、そして、制限および限度において。』

第3条「本命令の効果において、国内保険営業本部の定義、および前条

に定められたヨーロッパ共同体理事会指令第1条第3号および第4号に定められた自動車をもっぱら所在する国の定義は有効である。」

第4条「1971年6月9日省令で承認された「国境」保険に関する保険料率は、第2条の保険約款の導入により増額されることなく不変である。」

1994年2月9日省令（特定の外国が発行した登録ナンバー・プレートを装備した車両が、イタリア共和国、ヴァチカン市国およびサン・マリノ共和国内を運行中に引き起こす損害に関する民事責任保険の強制の遂行）第1条「イタリア共和国、ヴァチカン市国およびサン・マリノ共和国内を運行中に引き起こされる損害に関する民事責任保険の強制は、以下の外国の一つが発行した登録ナンバー・プレートを装備した自動車については免除される：オーストリア、ベルギー、デンマークおよびグリーンランド等、フィンランドおよびモナコ公国、イギリス、ジブラルタル、マン島およびマニカ諸島、アイルランド、アイスランド、ルクセンブルク、ノルウェー、オランダ、チェコ共和国、ギリシア共和国、ドイツ連邦共和国、ポルトガル共和国、スロヴェニア共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、リヒテンシュタインおよびハンガリー。」

第2条「イタリア営業本部（U.C.I.）が、有効な保険の保証を欠くもので、1991年10月1日省令第1条に定められた国にもっぱら所在する自動車を引き起こした損害を賠償する権限を有する場合には、U.C.I.の責任は、事故が発生した日に効力を有する最小限の義務に限定される。」

第3条「①ベルギー、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ギリシア、ドイツ共和国連邦およびスペインにおいて登録された臨時登録（税関番号）を行った自動車に関しては、1991年10月1日省令第2条第2項の部分的改正によって、民事責任保険の強制は臨時登録番号に記載された期限まで遂行されるものとする。

②イタリア営業本部（U.C.I.）は、臨時登録番号に記載された期限から10ヶ月以内に発生した前項に定められた自動車を引き起こした損害の賠償金の支払責任を負担する。当該期間を超えて発生した事故については、有効な保険の保証を欠く自動車が引き起こした損害に関して現行規定が定める原則が適用される。」

(46) 民法1901条（保険料の不払）については、拙稿・前掲注(22)64頁を参照。

(47) 1953年2月5日共和国大統領令第39号（自動車税に関する法律の統一法典の承認）（以下、53年大統領令とする）第12条（証票シールの貼付）「①第11条に定められた証票シールは、利害関係人の行為および責任により、適切なケースに入れられた認識できる方法で以下の場所に貼付されなければならない。

a) すべての種類の自動車およびオートバイに関しては、ヘッドライトを除く前面。

b) モーターボートに関しては、舵輪。

②証票シールは、トレーラーに関しては、牽引車両のヘッドライトを除く前面に貼付されなければならない。」

新道路交通法第181条（運行証票の添付）「第1項：オートバイを除く自動車およびオート三輪は、通行税の支払および強制保険への加入を証明する証票を、その前面またはフロントガラスに添付しなければならない。

第2項：自動車およびオートバイの運転者は、第1項に定められた証票を携帯している場合には、前項に定められた義務を免除される。

第3項：本条の規定に違反した者は、30,000リラから100,000リラまでの罰金を支払う行政罰の対象となる。第180条第8項の規定が適用される。」

(48) 70年大統領令9条～19条（本稿103頁～107頁）を参照。

(49) 70年大統領令19条（本稿107頁）を参照。

(50) 70年大統領令32条～36条（本稿114頁～116頁）を参照。

(51) 70年大統領令51条～64条（本稿126頁～132頁）を参照。

(52) 95年立法措置令が行った69年法の改正によって、個々の規定は法律の規定に対応しなければならない。また、95年立法措置令は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する主体が全国保険公社から CONSAP (Concessionaria servizi assicurativi pubblici: 公保険譲渡業務株式会社) へと代わったことにより、本大統領令の規定も改正されたが、筆者が入手した資料の施行令の条文はいまだ変更されていない。したがって、条文中の全国保険公社はすべて CONSAP (公保険譲渡業務株式会社) に読み替えなければならない。

(53) 拙稿・前掲注(10)を参照。

(54) 70年大統領令37条～44条（本稿116頁～122頁）を参照。

(55) 1993年7月28日省令《交通事故犠牲者保障基金》の責任において事故の清算を行わなければならない保険企業の指定）「1969年12月24日法律第990号第20条に基づいておよびその効果において、イタリア共和国官報に掲載される本省令の公布日から起算して3年間にわたって、《交通事故犠牲者保障基金》の責任において、事故について権利者に対して支払われなければならない額を清算する手続を行う企業として、各企業の横に明示したイタリア国内の各州ごとまたは複数の州ごとについて、以下の企業を指定する。

被指定企業	本店所在地	州および州のグループ
Riunione Adriatica di Sicurtà S.p.A.	Milano	Marche, Puglia

Assitalia-Le assicurazioni d'Italia S.p.A.	Roma	Lazio, Basilicata, Calabria
Assicurazioni Generali S.p.A.	Trieste	Veneto, Friuli-Venezia, Giulia, Campania, Lombardia
Società cattolica di assicu- razione cooperativa a res- ponsabilità limitata	Verona	Trentino-Alto Adige
La Fondiaria assicurazioni S.p.A.	Firenze	Toscana
Società reale mutua di assicurazioni	Torino	Piemonte, Valle d'Aosta
S.A.I.-Società assicura- torie industriale S.p.a. または SAI	Torino	Emilia-Romagna, Repubblica di San Marino, Abruzzo, Molise, Sicilia
SARA assicurazioni S.p.A.	Roma	Umbria
Toro assicurazioni S.p.A.	Torino	Liguria, Sardegna

(56) 1965年6月30日共和国大統領令第1124号(労働傷害および職業病に対する強制保険に関する規定の統一法典)第74条「本章の効果において、稼働能力を完全かつ全生存期間中にわたって奪う労働傷害および職業病の結果は、完全永久障害とみなされなければならない。稼働能力の本質的部分を永久に減退させる労働傷害および職業病の結果は、部分的永久障害とみなされなければならない。」

第85条「①被保険者が傷害を原因として死亡した場合には、以下に定められた生存者に対して、後掲の項に定められた金額を限度として、第116条から第120条までの規定に基づいて算定された報酬の80パーセントに相当する金額の年金が給付される。年金の額は、1965年7月1日から、本項の規定に基づいて算定された報酬の100パーセントに相当する金額となり、当該期日に支払われる年金は結果に応じて再度清算される。

1) 未亡人が死亡または再婚するまでは50パーセント。後者の場合には、年金の3年賦分に相当する金額が支払われる。
生存者が夫の場合には、年金は、この者の稼働能力が永久的に3分の1以下に減退したときにおいてのみ支払われる。
裁判所において承認され、一方配偶者または両配偶者の過失に起因するものとして別居判決が下された場合には、当該配偶者にはいかなる権利も帰属しない。

2) 嫡出子、ならびに認知されたおよび認知される、および養子縁組さ

れた非嫡出子については、この者が18才に達するまでは20パーセント。両親がいない場合、および養子縁組において両親がいない場合には40パーセント。負傷した扶養義務者が死亡した時に、分担金の報酬が支払われる労働が給付されない場合において、扶養義務者の扶養すべき子が生存し、中学校または職業学校の生徒の場合には、この者が21才に達するまで支払われる。そして、子が大学生の場合には、当該在学期間にわたってこの者が26才に達するまで支払われる。生存者が稼働能力のない子の場合には、年金はこの者が就労するまで支払われる。傷害が発生した日に受胎していた子は、出生の日から本号に定められた生存者に含まれる。反対のことが証明された場合を除き、傷害が発生した日から300日以内に出生した場合には、当該日に受胎したものと推定される。

- 3) 第1号および第2号に定められた生存者がいない場合には、故人に扶養されていた尊属および養父母のそれぞれに対し、これらの者が死亡するまで20パーセントの額が支給される。
- 4) 第1号および第2号に定められた生存者がいない場合には、故人と同居し、故人に扶養されていた兄弟姉妹のそれぞれに対し、子について定められた限度および条件において20パーセントの額が支給される。

②前項に定められた生存者に支給される限度額内において個々人に帰属する年金の額は、前項において算定される報酬の全額を超えることはできない。当該金額が報酬の額を超える場合には、各年金は当該限度額に応じて減額される。一つまたは複数の年金の給付が終了する場合には、その他の年金は当該限度額に相当する金額に応じて増額される。ただし、年金を増額する場合には、前項に基づいて算定された各権利者に帰属する額を超えることができない。

③たとえ未亡人または鰥夫が稼働能力がある場合であっても、これらの者に対しては、前項までに定められた年金の他に支給額と同額の年金が支払われる。ただし、第1号第3文の規定は、たとえこれらの者がいない場合であっても子および尊属に対しては効力を有する。このような生存者がいない場合には、支給は、勤労者が死亡したときに特別の費用を負担した旨を証明する故人の家族に対して行うことができる。

④支給額は以下ようになる。

- a) 第1項第2号に定められた要件を充足する子を持たない配偶者が生存する場合には、250,000リラ。
- b) 前文の要件を充足する子を持つ配偶者が生存する場合には、260,000リラ。
- c) 前文の要件を充足する子のみが生存する場合には、170,000リラ。

d) その他の場合には、140,000リラ。

⑤ a文、b文およびc文に定められた支給は、故人の扶養にかかる尊属ごとに2倍を限度として50,000リラの増額がなされる。b文およびc文に定められた支給は、権利者である子ごとに5倍を限度として、それぞれ38,000リラおよび50,000リラの増額がなされる。

⑥ d文に定められた支給は、2倍を限度として、故人の扶養にかかる場合には100,000リラ、故人の扶養にかからない場合には50,000リラの増額がなされる。

⑦ 海上運送および海上漁業の従事者については、前項までの支給は、いかなる場合においても月額報酬の額を下回ることができない。

⑧ 本条の効果において、故人の扶養にかかるその他の卑属で、両親がいない孤児または稼働能力のない両親の子、準養子および法律上委ねられた捨て子は子とみなされる。そして、里親および法律上捨て子が委ねられた者は尊属とみなされる。』

第106条「①第85条の効果において、尊属が充分な独自の扶養方法がないとみなされ、尊属の扶養において故人が有効な方法で協力していた場合には、扶養が証明される。

②第85条第1項第1号第2文の効果において、妻が傷害を原因として死亡した時に鰥夫が65才に達していた場合には、稼働能力はいかなる場合においても3分の1に減少しているものとみなされる。」

(57) 刑事訴訟法第3条(民事訴訟、行政訴訟または懲罰手続において生ずる違法行為に関する関係)「①民事訴訟の係属中に、職務上起訴できる違法行為と認定される事実が明らかにされた場合には、裁判官は共和国の検察官と関係を持ち、この者に対して必要な情報または書類を渡さなければならない。管轄官庁に対して告訴、申請または請願がなされた場合には、同様に、職務上起訴できない違法行為として取り扱わなければならない。

②刑事訴訟手続が開始し、違法行為の審理が民事訴訟の判決に影響する場合には、民事訴訟は、法律が別段の定めを設けていない場合に限り、上訴の対象にならないという理由で予審において釈放判決が下されるまで、もしくは、裁判において確定判決が下されるまで、または、有罪の命令が執行されるまで中断されなければならない。

③前項までの規定は、行政裁判管轄に属する訴訟手続および管轄官庁における懲罰手続にも適用される。

④刑事訴訟が係属中の場合には、継続中の民事訴訟、行政訴訟または懲罰手続を担当する裁判官は、公判の中断を命ずる。」

(58) 民事訴訟法第298条(停止の効果)については、司法法制調査部・前掲注(42)89頁を参照。

(59) 民法第2947条(損害賠償に関する権利の時効)については、前掲注(37)を参照。

(60) 民法第2952条(保険に関する時効)「①保険料の分割払に関する権利は、個々の支払期日から1年で時効にかかる。」

(61) 1984年6月12日法律第222号(年金が支給される障害に関する原則の整備)第14条(代位)「第1項：本法に定められた給付金を支払った機関は、支払った額に相当する金額について、被保険者または生存者が有責第三者およびその保険会社に対して有する権利を代位する。

第2項：前項に定められた効果を発生させるために、行われるべき給付の金額は、1962年8月12日法律第1338号第13条を施行する1981年2月19日省令に添付された基準および料率に基づいて構築された基準および料率を介して算定され、全国社会保障公社の理事会の意見を聴取した後、労働社会保障大臣令で決定される。」

(62) 70年大統領令48条(本稿123頁~124頁)を参照。

(63) 70年大統領令43条~44条(本稿121頁~122頁)を参照。

(64) 70年大統領令40条(本稿118頁~120頁)を参照。

(65) 新道路交通法第193条(民事責任保険の強制)「第1項：トロリーバスおよびトレーラーを含む軌道の誘導によらない自動車は、第三者に対する民事責任に関する現行の法律の規定に基づいた保険による保証がなければ、道路上において運行の用に供してはならない。

第2項：保険の保証なくして運行する者は、1,000リラから4,000リラまでの金額を支払う行政罰の対象となる。

第3項：第2項に定められた行政罰は、第三者に対する責任に関する車両保険が民法第1901条第1項の期間に続いて50日以内に継続中である場合には、4分の1に減額される。

第4項：1981年11月24日法律第689号第13条第3項および第21条第1項が適用される。」

民法第1901条(保険料の不払)については、前掲注(10)を参照。

(66) 1981年11月24日法律第689号(刑事体系の改正)第16条(減額支払)「違反に関して定められた制裁額の3分の1、または必要と認められる場合には、直接的な請求の日から、またはそれが無い場合には、違反の必要事項を通知した日から60日以内に、手続費用の他に、命令された制裁の最低額の2倍に相当する金額に減額された支払が行われる。」

第21条(行政罰の特別な場合)「1969年12月24日法律第990号第32条第1項に定められた違反が認められる場合において、罰金が命令により定められた期間内に支払われなかった場合には、6ヶ月間の保険料を含めて、適用された罰金を支払う他に、支払を命じられた者に帰属する自動車または

船舶が押収される。』

(67) 現在は以下の規定による。新道路交通法第11条（交通警察の業務）「第

1項：交通警察は以下の業務で構成される。

- a) 道路運行の分野における違反の予防および確認。
- b) 道路事故の測定。
- c) 交通を規制するための業務の準備および執行。
- d) 運行の安全性の確保。
- e) 道路使用に関する保護および監督。

第2項：交通警察の諸機関は、この他に、一般的な自動車事故および道路事故の救急活動に協力する。さらに、同機関は、交通に関する研究のための測定の実行についても協力することができる。

第3項：交通警察の業務については、居住地域に関するコムーネの職務を除き、内務省が必要な措置を講ずる。内務省には、この他に、何人かによって遂行される交通警察の業務の調整職務が帰属する。

第4項：利害関係人は、第12条に定められた機関に対して、事故の概要、当事者の住所および居所、車両保険の保証、車両を識別する資料等に関して取得された情報を請求することができる。』

第12条（交通警察の業務の遂行）「第1項：本法典に定められた交通警察の業務は、以下のものの遂行にかかる。

- a) 主として、国家警察の交通警察。
- b) 国家警察。
- c) 憲兵隊。
- d) 財務警備隊。
- e) 権限の範囲内における地方自治体の警察隊。
- f) 交通警察の業務に属する内務省職員。

第2項：第11条第1項 a 文および b 文に定められた業務は、刑事訴訟法第57条第1項および第2項に定められた司法警察の残りの職員もこれを遂行する。

第3項：道路運行の領域における違反の予防および確認、ならびに道路の使用に関する保護と監視は、この他に、施行令の規定に従って質の検討という事前の克服により、以下のものにより行うことができる。

- a) 道路運行保全総監督局、公共事業省の中央局および地方局、国民自動車総局、運輸省に帰属する認可済み輸送業者に所属する者、ならびにイタリア自動車道路公団。
- b) 州、県およびコムーネの道路網に関して権限を有する部署に所属するもの。ただし、この者が所属する法人が所有する道路上で行われた違反に限定される。

- c) 道路監視員の資格を有する，国，県およびコムーネの職員。ただし，この者が監督を委任された道路上またはこれに関連して行われた違反に限定される。
- d) 国鉄，認可済み鉄道市内電車業者の職員で，自己の職務を執行するにあたり，監視または監督職務を遂行する者。ただし，この者が管理する踏切において行われた違反に限定される。
- e) 第6項および第7項に定められた領域の範囲内において，運輸省の管轄する空港域に所属している者。
- f) 第6項および第7項に定められた領域の範囲内において，海運省の管轄する港湾監督警備隊の兵士。

第4項：軍隊の行軍を保障する業務の警備と実行は，この他に，軍隊の将校，下士官および兵士が遂行する。この場合には，所管軍官庁が発行した特別証明書を携帯している者に限る。

第5項：本条に定められた者は，交通警察の自己に帰属する任務を遂行するにあたり制服でない場合には，規則に定められた形式で一致した適切な明確な信号を使用しなければならない。」

刑事訴訟法第57条（移送手続の効果）「移送手続は予審または公判を中断しない。ただし，緊急事態を処理する権限を除いてつねに存在する場合において，破毀院が中断命令を発する場合はこの限りではない。」

- (68) 53年大統領令第38条（違反行為の評価を委任された機関）「1929年1月7日法律第4号第34条の効果において，本統一法典の規定の違反を評価する行為は，以下のものに委任される。

憲兵隊。

必要な時に任命され，以下のものによって証明書が交付された者。公共料金総局および業務に関するII.II，その職員で構成される部局，税関本部および業務に関するII.III，警察本部および保安警察隊本部，認可済み輸送業者の総監督局，公共事業省の土木局，ならびに県庁および市町村庁。

港湾監督警備隊。

森林警備隊。

農村警察ならびにコムーネおよび県において誓約した他の警備隊。

税務警備隊。

国道監視員。

鉄道監視員。

山道警備隊。

県道監視員。

コムーネ道監視員

- (69) 1970年12月14日。
- (70) 59年統一法典40条（担保の設定および限度額の義務）については、拙稿・前掲注(33)56頁～57頁を参照。
- (71) 1961年10月29日法律第1216号（私保険および年金契約における新税金規定）第16条「①本法に基づいて支払われる税金の中に、支払の一部受領書、保険金額の支払に関して保険者に交付されたものを含む領収書、ならびに保険者が他の保険者と、代理人、仲介者および他の独立した協力者と、被保険者と関係を持つにいたった保険契約、再保険契約および終身年金契約の獲得、運用および執行に関連する他のすべての書類に基づいて、保険契約、再保険契約および終身年金契約について支払われなければならない印紙税が含まれる。
②前項に定められた契約、受領書および領収書は、登録税および登録様式を免れる。」
- (72) 私保険団体利益保険総局 (Direzione generale delle assicurazioni private e di interesse collettivo) については、拙稿・前掲注(29) 2頁～4頁を参照。
- (73) 59年統一法典第67条（分担金拠出義務）については、拙稿・前掲注(27) 68頁を参照。
- (74) 1970年12月14日。
- (75) 70年大統領令65条（本稿132頁～133頁）を参照。

1969年12月24日法律第990号

1976年12月23日暫定措置令第857号

1977年2月26日法律第39号が改正という形で代替 (自動車および船舶の運行に起因する損害に関する 強制民事責任保険の原則の改正)

Decreto legge 23 dicembre 1976, n. 857.

convertito in Legge 26 febbraio 1977, n. 39

(Modifica della disciplina dell'assicurazione obbligatoria
della responsabilità civile derivante dalla
circolazione dei veicoli a motore e dei natanti.)

(*Gazzetta Ufficiale* 29 dicembre 1976, n. 345)

(*Gazzetta Ufficiale* 26 febbraio 1977, n. 54)

第1条⁽⁷⁶⁾ (省略)

第2条

第1項：1969年12月24日法律第990号第1条の自動車の運行に関する強制保険契約について毎年の満期が到来した場合には、企業は以下の内容を記載した証明書を契約者に発行しなければならない。

- a) 証明書が発行される期日。
- b) 1969年12月24日法律第990号およびその後の改正第12条に基づいて締結された契約を基礎づける料率表。
- c) ISVAP が示した様式に従って集計された、直近の5年間に発生した保険事故の数。
- d) 保険期間の特定の期間内に保険事故が発生するか否かに関して、保険契約の締結時に適用される保険料の増額または減額を毎年の満期ごとに定める条項に基づいて契約が締結されていた場合における、提訴裁判所の等級およびその後の年間に関する契約

受給者の等級。

第2項：契約者が証明書の関係する車両について別の契約を締結する場合には、証明書は当該契約者から他の保険者に渡されなければならない。

第3項：企業が前項に定められた証明書を発行しなかった場合には、発行されなかった証明書1通あたり1,000,000リラを限度として刑事罰が科される。刑事罰の適用については、1981年11月24日法律第689号の規定が適用される。制裁処罰の権限は、その罰金を《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP (公保険譲渡業務株式会社) に支払う各県の商工事務所に帰属する。

第4項：第1項c文に定められた義務は、1998年12月31日に法律制度になるように漸次効力を有する。

第3条

第1項：保険者は、物的損害のみを生じさせた保険事故について、1969年12月24日法律第990号第22条に定められた様式に従って提出された損害賠償請求を受理した日から60日以内に、被害者に対して損害賠償額を提示し、またはそれを支払わないと判断した場合には、その理由を提示しなければならない。賠償請求の際には、第5条に定められた書式に従って正当に作成された届出書類が添付されなければならない。さらに損害を被った物が損害査定のための検査に付される場所および日時を指定を添付していなければならない。提示額は損害の規模に応じていなければならない。

第2項：被害者の申請から60日以内に損害賠償請求された金額を被害者に通知する義務、または損害賠償金を支払わないと判断した理由を提示する義務は、永久障害ではないが、事故の日から40日以内に回復する人的損害を生じさせた保険事故についても及ぶ。損害賠償請求は、前項に定められた様式によって被害者が行わなければならない。それには、

損害査定に必要なすべての数値が含まれていなければならない、損害の内容証明および回復を証明する証明書が添付されなければならない。

第3項：保険事故に関係する運転者が当該事故の通知書類に署名した場合には、第1項に定められた期間は30日に減少される。

第4項：被害者が自己に提示された金額を受領することを通知した場合には、企業はその通知を受理した日から15日以内に支払手続を行わなければならない。

第5項：企業は前項に定められた期間内に、提示額を受領しない旨を通知した被害者に対して提示した金額を支払わなければならない。この方法で支払われた金額は、損害の確定査定に計上される。

第6項：利害関係者が意思を表示することなく通知の日から30日が経過した場合には、企業は同様の様式および効果をもって、被害者に対して提示した金額を支払わなければならない。

第7項：前項までに定められた規定が適用される場合には、保険者は、民法第1913条⁽⁷⁷⁾に基づいて保険事故発生の通知義務を負担する被保険者の不履行を、被害者に対抗することはできない。

第8項：保険者は本条に定められた期間を遵守しなかった場合には、利息の支払および損害賠償の他に、100,000リラの罰金刑、またはそれを上回る額の場合には、その提示額と同額の罰金刑の対象となる。

第9項：被害者勝訴の判決がなされた場合において、裁判官は、評価金額と企業の提示額との間に著しい不均衡があり、それが企業の故意または重大なる過失によると判断した場合には、企業に対して、提示額と再評価における全評価額および利息との差額を上回らない額を、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に支払う内容の刑罰を科す判決を職務上言い渡す。判決文の写しは、それを言い渡した裁判所の書記局から、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に渡される。

第10項：刑事罰の適用については、1975年12月24日法律第706号⁽⁷⁸⁾の規定に準拠する。制裁処罰の権限は、その罰金を《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP (公保険譲渡業務株式会社) に渡す各県の商工事務所に帰属する。

第11項：1969年12月24日法律第990号第16条に定められた場合、および本条に定められた企業が再犯となった場合には、自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業免許は取り消されることがある。

第4条

第1項：人的損害の場合において、損害賠償の効果として、評価できる勤労所得について一時的廃疾の事故または永久障害の事故であると判断された場合には、この所得は、免除所得および法定控除の増大した勤労所得を基礎とした労働について、ならびに直近の3年間に自然人の所得に対する課税の目的で、被害者によって示されたもの、または法定の場合⁽⁷⁹⁾には、1973年12月29日共和国大統領令第600号第3条に基づいて、雇用者が発行した適切な証明書によって示されたものの中から抽出された結果⁽⁸⁰⁾に基づいた労働について決定される。

第2項：反対の証明がなされた場合において、前項に定められた行為から生ずる所得と比較して、所得に著しい不均衡が生じた場合には、裁判官はつねに直接税の管轄官庁事務所に対してこの点を指摘する。

第3項：その他の場合には、賠償の目的で考える必要のある所得は、いかなる場合においても社会年金の年額の3倍を下回ってはならない。

第4項：医療行為給付、投薬および回復に関して州の機関との間で合意された病院または医療施設の負担した費用は、州に直接償還されなければならない。州の担当者は、企業および適切であると指定された企業との間で、償還額および償還方法の決定について合意することができる。

第5項：第1項および第3項に定められた基準は、本暫定措置令が施

行された後に、自動車および船舶に起因した損害賠償について適用される。

第5条

第1項：保険が強制されている自動車同士が衝突した場合には、事故に関係した自動車の運転者が、企業の作成した書式を利用して事故を通知する義務を負う。書式は、本暫定措置令の改正法が施行された日から3カ月以内に発効する商工大臣令で承認される。

第2項：書式が事故に関係した複数の運転者により署名された場合には、保険者による反証がない限り、当該事故は書式に定められた方式および結果を伴う状況において生じたものと推定される。

第5条の2

本法および1969年12月24日法律第990号に属する損害てん補金の支払については、被害者に有利な刑罰を言い渡した判決が暫定的に執行される。

第6条

第1項：自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険を営む企業は、毎年、保険の経営管理に関する損益計算書を作成し、営業の貸借対照表を添付したうえで、商工省に提出する義務を負う。損益計算書は商工大臣令で承認された様式に従って作成されなければならない、貸借対照表を補完する。

第2項：損益計算書から判明するものには、第1項に定められた保険の経営管理に起因する費用および利益、ならびにそれに関連する資産状況の他に、技術的準備金の確保に向けられた資産の分析的予測も含まれる。

第3項：商工大臣は自己の命令で、企業が経営管理において採用しな

ければならない計算計画を定める。

第7条

(1995年3月17日立法措置令第175号(非生命元受保険に関するヨーロッパ経済共同体理事会指令1992年第49号の実施)⁽⁸¹⁾第126条によって削除)

第8条

第1項：自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業が認可された企業が、行政上の強制清算に付される場合には、清算命令が公布された日に進行中の保険契約で、1969年12月24日法律第990号に定められた義務を履行するために締結された契約は、保険が強制された金額を上限として、契約の満期までまたは保険料が支払われた期間の満期まで、引き続き危険を保証する。

第2項：自動車および船舶の運行に起因する損害に関する賠償は、同法第19条第1項c文により規律される。

第3項：その他のすべての保険契約については、前項に定められた強制保険契約と同時に締結された場合であっても、1959年2月13日統一法典⁽⁸²⁾第449号第83条の規定が引き続き適用される。

第9条

第1項：自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業が認可された企業が、行政上の強制清算に付される場合には、清算委員会は《交通事故犠牲者保障基金》の計算で、かつ、1969年12月24日法律第990号第19条第3項の規定にかかわらず、清算命令の公布前に発生した損害、および第8条第1項に定められた満期までに発生した損害の査定を行う権限を有する。

第2項：当該任務の遂行における清算委員会の技術的援助を介して、

前項に定められた清算命令により、前掲法律第990号第20条第2項に基づいて指定された企業の一つが明示される。

第10条

第1項：第9条に定められた任務の遂行を介して、清算委員会は清算に付された企業の従業員を引き受ける。政府の代表者および関係分野の管理者の代表者により構成された適切な委員会が役職員の地位を検査する。

第2項：前項に定められた者には、遂行される職務に関連した分野の団体協約に定められた最低額の報酬が支払われる。

第11条

第1項：清算委員会は、その権限が清算命令に明示されている場合であっても、清算に付された企業の保有契約を、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第88条に定められた様式で移転することができる。

第2項：保有契約の移転について清算委員会が定めた合意の中には、保有契約の移転を受ける企業が、清算の要件を考慮しながら一定期間内に、清算に付された企業の従業員の一部を引き受けるという旨の義務が定められなければならない。

第3項：清算委員会が、清算に付された企業の保有契約の移転手続を遂行することができない場合には、当該移転は、自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業が認可された企業間において分配を行う《交通事故犠牲者保障基金》の委員会が、前掲統一法典第88条に定められた基準を考慮しながら行われる。

第4項：同委員会は、この他に、保有契約が移転される企業間において清算企業の従業員の分配を行う。従業員は、清算の要件に関連させて、清算委員会の決定した待遇および期間で引き受けられる。

第5項：本条第2項および第4項に定められた清算に付された企業の従業員の引受は、清算手続開始日以前の12カ月の間に引き受けられた従業員には関係しない。

第12条

第1項：《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）は、自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険契約を締結した企業、および本暫定措置令の公布日に行政上の強制清算に付されていた企業、またはその後の手続中の企業の清算委員会に対して、清算命令が公布された日の前年度末の12月31日における経営資産の5パーセントを上限として、清算手続費用に必要な額を前払いすることができる。その後の年度については、それに相当する金額は経営資産の増加部分の5パーセントとする。

第2項：資産が不足する場合には、充当される金額は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）の責任で確保される。

第13条

自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険を営む企業で、本暫定措置令が発効した日に支払不能のゆえに行政上の強制清算に付されている企業、またはその後の手続中の企業と締結した被保険者は、1969年12月24日法律第990号第21条最終項に定められた額を限度として、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に対して、契約上の権利を請求することができる。この場合には、保険事故が発生した領域について指定された企業に対して、または第9条に定められている場合には、清算に付された企業の清算委員会に対して請求する。

第14条

第1項：1969年12月24日法律第990号第19条第1項c文に定められた介入が行われた場合には、《交通事故犠牲者保障基金》は、同条に定められた金額を限度として、同法の施行日前に発生していた保険事故による損害に対しても賠償手続を遂行する義務を負う。

第2項：1969年12月24日法律第990号第1条第2項・第3項、第2条および第4条c文において本暫定措置令第1条が行った改正は、1978年1月1日から適用される。当該日に進行中の自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険は、前掲の諸規定に合法的に調整される。

第3項：第7条の規定は、1975年度の営業のために積み立てられた技術的準備金と比較して、営業のために積み立てられた技術的準備金を増額する保証に関する1977年度の営業の貸借対照表から適用される。企業は本暫定措置令で定められた規定に技術的準備金の全額を合致させるために、1986年度の営業の貸借対照表の承認まで期間を留保する。

第14条の2

(1995年3月17日立法措置令第175号(非生命元受保険に関するヨーロッパ経済共同体理事会指令1992年第49号の実施)⁽⁸⁴⁾第126条によって削除)

第14条の3

(1995年3月17日立法措置令第175号(非生命元受保険に関するヨーロッパ経済共同体理事会指令1992年第49号の実施)⁽⁸⁵⁾第126条によって削除)

第15条

本暫定措置令が施行された日から6カ月以内に、商工大臣の提案によ

り、1970年11月24日共和国大統領令第973号で承認された命令を、本暫定措置令により1969年12月24日法律第990号になされた改正に合致させるために必要な規定が公布される。本暫定措置令により、前掲法律第990号第20条第1項に定められた委員会の構成が修正される。この場合には、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する CONSAP（公保険譲渡業務株式会社）に委任された新しい任務が考慮される。

(76) 69年法1条、4条、11条、14条、18条、22条および25条を改正する内容であった。

(77) 民法第1913条（保険事故発生の際の保険者への通知）については、拙稿・前掲注(22)67頁～68頁を参照。

(78) 現在は1981年11月24日法律第689号に代わっている。

(79) 1973年12月29日共和国大統領令第600号（所得税の承認における共通規程）第3条（自然人の通知の添付書類）「賦払金の起源における控除の対象となる金額を受領した自然人は、申告書に、支払済みの金額を証明する代理人の証明書を添付しなければならない。それには、その理由、および行われた控除の額を明示しなければならない。被雇用者およびこれに類する者の所得について、証明書には、受領者の資質および所属部署、実行された税金の控除額、ならびに被雇用者の負担すべき社会保障および強制扶助の分担額が明示されなければならない。1973年9月29日共和国大統領令第597号第12条e文、f文およびg文に定められた給付金または前払金が支払われたならば、給付金額または控除額の総額、これらを算定するための期間、実行された分担額および行われた控除額を証明する税金の代替証明書が添付されなければならない。証明書には、第8条第3項および第4項の規定に従って署名がなされなければならない。独自の規則を有する者も含めて、国家行政機関および全国社会保障公社については、署名は自動的操作体系を介して行われることができる。第27条に定められた分担金を受領した者は、証明書に代わって、1962年12月29日法律第1745号第7条に定められた通知モデルを添付することができる。」

(80) 65年統一法典第74条については、前傾注(50)を参照。

(81) 拙稿・前掲注(10)135頁以下を参照。

(82) 59年統一法典第83条（進行中の保険契約に関する清算の効果）については、拙稿・前掲注(33)74頁を参照。

(83) 59年統一法典第88条（清算中の企業の保有契約の包括移転）については、拙稿・前掲注(33)76頁を参照。

1969年12月24日法律第990号

- (84) 拙稿・前掲注(10)135頁以下を参照。
- (85) 拙稿・前掲注(10)135頁以下を参照。
- (86) 本稿100頁以下を参照。

1978年9月26日暫定措置令第576号

1978年11月24日法律第738号が改正という形で代替
(行政上の強制清算に付された企業の保有契約
および人員の移転に関する優遇措置)

Decreto legge 26 settembre 1978, n.576,
convertito con modificazione in Legge 24 novembre 1978, n.738.

(Agevolazione al trasferimento del portafoglio e
del personale delle imprese di assicurazione
poste in liquidazione coatta amministrativa)
(*Gazzetta Ufficiale* 25 novembre 1978, n.330)

第1条

第1項：自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険を営む免許を付与された企業を行政上の強制清算に付する命令をもって、損害保険に関する企業の保有契約を、国の職務として、事前に同意の意思を表示した他の企業に移転させることができる。

第2項：譲受企業は、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典第88条第1項に定められた要件を充足しなければならない。ただし、たとえ支配権を有する金融機関を間接的に介するとしても、承認された直近の貸借対照表に基づき、第1項に定められた保険契約について企業が集めた保険料の50パーセントを上回る額の保険料を、当該保険について集めた営業を行った他の保険企業が、譲受企業の資本の75パーセントを下回らない額を限度として資本に参加している場合には、たとえ資本および技術的準備金の額に関する前掲の規定に定められた要件が充足されていない場合であっても、移転は行われることができる。

第3項：保有契約の移転を命ずる命令は、移転の実行に必要な方法を

定める。命令の公布後30日以内に支払期日の到来する保険料または分割保険料については、命令は民法第1901条第2項⁽⁸⁸⁾に定められた期間を45日まで延期することができる。

第4項：保有契約の移転は、譲受企業に対して保険料積立金を譲渡することなく行われ、譲受企業は、被保険者から移転後に支払期日の到来する保険料または分割保険料のみを受領する権限を有する。自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険契約以外の保険契約については、譲受企業は強制清算に付された企業に対して、具体化していない危険について支払われた保険料部分につき被保険者の権利を代位する。この場合には、譲受企業は被保険者のために法定された先取特権を取得する。

第5項：強制清算に付された保険相互組合の保有契約の移転については、1977年2月26日法律第39号によって改正という形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号第11条の規定、および改正法により修正された本命令第1条以後の規定が適用される。

第6項：保有契約の移転は、譲受会社の法的性質にかかわりなく、強制清算に付された法人の被保険者の性質を修正しない⁽⁸⁹⁾。

第2条

第1項：第1条に定められた移転される保有契約の中に含まれる契約について、契約の黙示の更新を回避するための解約権は、第1条に定められた命令が公布された日から2年間は行使することができない。

第2項：契約者が前項の規定に基づいて契約を解約する意思を表示することのできる期間内においては、企業は、第1条の規定に基づいて移転される契約によってすでに付保されている危険を引き受けることが禁止される。禁止に違反した場合には、一契約あたり1000,000リラの罰金が課される。この場合には、1977年2月26日法律第39号によって改正という形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号第3条第10項お

よび第11項の規定が適用される。

第3条

第1項に定められた移転される保有契約の中に含まれる契約は、譲受企業において継続する。この場合、譲受企業は、当該危険を、譲渡企業の強制清算を命じた命令が公布された日の24時から自己の責任として引き受ける。1969年12月24日法律第990号に定められた義務を履行するために締結された契約に関して支払われた保険金については、譲受企業は、保有契約が移転していない場合には、1977年2月26日法律第39号によって改正という形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号第8条第1項および第2項の規定に基づいて、《交通事故犠牲者保障基金》に責任を負わせる額を限度として、基金を独立して管理運営する全国保険公社に対して、法律上当然に償還請求する権利を有する。譲受企業は、保険金の清算について負担した費用の償還を、商工省が承認する適切な合意によって定められる限度内および様式において請求する権利を有する。

第4条

第1項：譲受企業は、全領土につき、かつ、1969年12月24日法律第990号第19条第3項の規定にかかわらず、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社の計算において、同第19条に定められた同公社が賠償しなければならない、第1条に定められた強制清算命令の公布日以前に生じた損害の清算措置を講ずる。

第2項：債権者が認めた清算において決定された額は、1969年12月24日法律第990号第19条第2項および第21条第3項に定められた限度内において、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社により直接支払われなければならない。

第3項：清算金額に関する合意が成立しない場合には、債権者は、《交

《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して、この者が負担すべき額を履行するよう請求する訴訟を提起することができる。訴訟が提起された場合には、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社の名義で譲受企業が裁判所に召還される。清算委員会もまた裁判所に召還されなければならない。

第4項：各損害の清算に必要な費用で、第1項に定められた損害の清算について譲受企業が負担するものは、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社によって全額償還される。損害の他の清算費用は、商工省によって承認される適切な合意に基づいて償還される。この他、合意によって、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社が清算費用に必要な額を前払いする様式が定められる。

第5条

第1項：強制清算に付された企業が雇用する者の雇用関係は、第1項に定められた命令が公布された日に終了する。譲受企業は、翌日から発生する効力をもって、雇用者が有する資格に関連して、集団職種契約に定められた最低報酬において雇用者を再雇用する義務を負う。再雇用義務は、1977年2月26日法律第39号によって改正という形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号第11条最終項に定められた者には関連せず、経営者については同措置令第10条第1項の規定が適用される。同条に定められた委員会は譲受企業の代表者ともなる。

第2項：前項の規定に基づいて再雇用された者は、勤続手当の清算者からの対価に対して権利を有する。

第3項：保有契約の譲受企業は、関連する責務の清算委員会による償還に基づいて委員会に必要な者を委員会の処分に委ねる。清算委員会は、自己の処分に委ねられた者の追加として他の者を引き受けることはできない。

第6条

第1項：強制清算に付された企業との間で存在していた代理関係は、強制清算を命ずる命令が公布された日に、法律上当然に解除される。最終的關係の賠償金は清算の負担となる。

第2項：第1条に定められた保有契約の移転の場合には、前項に定められた関係は、解除日の翌日から効力を有する形で、譲受企業との間で法律上当然に構築される。

第3項：新しい代理関係は、強制清算に付された企業との間で締結されていた契約と同じ条件で規律される。ただし、企業の代表機関と代理人との間で締結された国内協定の規定、および1969年12月24日法律第990号およびその後の修正および補完第11条第4項を適用する場合に採用される代理運営費用の限度内にある規定に、代理関係を調整するために必要な改正がある場合はこの限りではない。いかなる場合においても、国内協定の規定に基づく当事者の解約権は留保される。

第7条

第1項：第1条に定められた強制清算に付された企業の保有契約の移転がなされた場合には、1977年2月26日法律第39号によって改正という形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号第9条第1項に定められた権限は、清算委員会に帰属しない。譲受企業および間接的であれその資本に参加している保険企業に関しては、暫定措置令第14条の2の規定が適用される。

第2項：1969年12月24日法律第990号第19条第1項c文において、《支払不能宣告をもって》という文言は削除される。

第8条

第1項：第4条に定められた譲受企業により清算されなければならない事故について権利を有する者は、たとえ強制清算に付された企業に対

1969年12月24日法律第990号

して事前に請求証書を発送していた場合であっても、1969年12月24日法律第990号第22条に定められた様式で、譲受企業に対して賠償請求証書を発送しなければならない。賠償請求訴訟は、請求証書の発送の日から6ヶ月が経過する前に提起されることができない。

第2項：前項に定められた規定は、1977年2月26日法律第39号によって改正という形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号第9条に定められた、損害の清算手続を遂行する権限を有する清算委員会に關しても適用される。

(87) 59年統一法典第88条（清算中の企業の保有契約の包括移転）については、拙稿・前掲注(33)76頁を参照。

(88) 民法1901条（保険料の不払い）については、拙稿・前掲注(22)64頁を参照。

(89) 第1条第5項および第6項は、1980年1月26日法律第13号第10条によって付加された。同法第11条は以下のように定める。

第11条「1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認され、1969年12月24日法律第990号および1978年6月10日法律第295号で改正された私保険業に関する法律の統一法典に基づいて行われる保険企業の強制清算措置は、商工大臣令に基づき官報に掲載される。」

1970年11月24日共和国大統領令第973号
(自動車および船舶の運行に起因する強制民事責任
保険に関する1969年12月24日共和国大統領令
第990号の施行令)

Decreto del Presidente della Repubblica 24 novembre 1970, n. 973
(Regolamento di esecuzione della legge 24 dicembre 1969, n. 990,
sull'assicurazione obbligatoria della responsabilità civile derivante
dalla circolazione dei veicoli a motore e dei natanti.)

(*Gazzetta Ufficiale* 14 dicembre 1970, n. 315)

第1章 保険の強制

第1条 (命令の適用範囲)

本命令の規定は、1969年12月24日法律第990号およびその後の改正による自動車および船舶に関する強制民事責任保険に適用される。同法は以下《法律》と称する。

第2条 (運行の用に供される自動車)

第1項：公用の道路上、またはそれに類する領域に駐車中の車両もまた運行中とみなされる。

第2項：本法に定められた規定の適用にあたり、公の運行に供される公的または私的所有の領域はすべて、公用の道路と同一視される。

第3条 (モーターボートおよび動力推進機関を装備した小型船舶)

第1項：レジャー航行に供される小型船舶で、1971年2月11日法律第50号第1条で定義される出力が3馬力以上の動力推進機関を装備した船舶はすべて、法律第2条および1971年2月11日法律第50号第48条の規定に従って、民事責任保険により保証されなければならない。

第2項：この他に、以下の船舶も保険により保証されなければならない。

- a) 総トン数が25トン未満のモーターボートおよび小型船舶で、出力が3馬力以上の不動動力推進機関を装備し、レジャー以外の私用または人の公的運送に供される船舶。これらの船舶は、所有者または傭船者が利得を目的とすることなく、レジャー以外の用途に付した場合にも、私的使用に供したもののみなされる。
- b) 出力が3馬力以上の移動動力推進機関を装備した船舶。動力推進機関に関して締結された保険契約は、動力推進機関が常に装備されている船舶を保証する。

第4条（船舶の総トン数および動力推進機関の出力）

第1項：強制保険のために考慮される動力推進機関の出力および総トン数は、本命令の規定に定められた動力推進機関および船舶の確認書類の中に記載される。

第2項：外国で登録されたモーターボートおよび動力推進機関を装備した小型船舶については、登録国の監督官庁が発行した正式書類に明示された資料が考慮される。

第3項：マッジョーレ湖およびルガーノ湖を航行する船舶、および総トン数が前項に定められた書類の中に明示されていない船舶については、法律を適用するために、総トン数25トンを限度として、排水量25トンを配慮しながら排水量で考慮される。

第5条（競技会および試合）

第1項：法律第1条および第2条の規定に基づいて締結される保険契約は、特別の場所で開催される競技会または試合、ならびにそれに関連する試験走行に参加する際に生じる損害に関する責任を含まない。ただし、この責任は法律第3条に定められた特別保険により保証される。

第2項：前項に定められた競技会および試合、ならびにそれに関連する試験走行の主催者は、許可命令の申請書に、自動車の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業を認可された企業との間で、法律第3条に定められた保険契約を締結したことを明示した証明書類を添付しなければならない。書類の中には、競技会または試合の形式および期間、ならびに強制保険の有効な履行を規制するために有益なその他のすべての要素が記載されていなければならない。

第3項：保険は、主催者または競技会もしくは試合およびその試験走行に参加している自動車の運行に起因する損害の主体が負担する責任を保証しなければならない。

第6条（外国または国際機関の所有する自動車および船舶）

法律を適用するにあたり、国際協定または特別法に基づいて、イタリア共和国が領土内および領海内における航行に起因する損害を賠償する責任を負担する外国または国際機関の所有する自動車および船舶は、国が所有する自動車および船舶と同様に取り扱われる。

第7条（外国で登記または登録された自動車）

外国で登記または登録された自動車、および国際保険証明書を携帯していない自動車については、保険を強制させるために、イタリアで設立され、法律第6条第2項の規定に従って再認識された法人を活用する法律第10条に定められた企業との間で、保険期間を15日以上45日以下とする特別《国境》保険契約が締結される。

第8条（外国で登録されたモーターボートおよび動力推進機関を装備した小型船舶）

外国で登録されたモーターボートおよび動力推進機関を装備した小型船舶については、イタリアの主権が及ぶ領海内における船舶の運行に起

因する損害に関する責任が、外国で活動しているイタリア企業、またはイタリアにおいて、法定限度額および形式で掲掲損害を査定する義務をこの者に負担させ、かつ、被害者の請求により裁判に付すことを認める内容の適切な合意をなすことが認可された外国企業との間で保険に付された場合においても、保険の強制は免除されたものとみなす。

第2章 保険証明書および証券

第9条（自動車に関する保険証明書の要件）

第1項：法律第1条に定められた自動車に関する保険証明書には、以下の資料が記載されなければならない。

- a) 保険者の名称、住所、および民法第2250条に定められたその他の記載事項。⁽⁹¹⁾
- b) 保険契約者の氏名—または商号または社名—および住所または居所。
- c) 車両の型式。
- d) ナンバー・プレートの資料、またはこれが指定されていない場合には、車体および動力推進機関の識別資料。
- e) 保険料または分割保険料が支払われる保険期間。
- f) 保険契約番号。

第2項：1959年6月15日共和国大統領令第393号第63条に定められた技術的試験または販売実演の目的のために運行される車両に関する証明書は、前項d文に示された資料の代わりに、試験用ナンバー・プレートに関する資料を含んでいなければならない。⁽⁹²⁾

第3項：トレーラーに関する保険については、自動車と付随車両について、別々の証明書が発行されなければならない。

第10条（船舶に関する保険証明書の要件）

モーターボートまたは動力推進機関を装備した小型船舶に関する保険

証明書は、第9条第1項a文、b文、e文およびf文に定められた記載事項、ならびに動力推進機関の出力、登記もしくは登録の資料、またはその船舶が登記もしくは登録の対象でない場合には、刻印および現行規定に従って発行された適切な証明書から判明する動力推進機関番号を記載していなければならない。⁽⁹³⁾

第11条（任意の記載事項）

前条までに定められた記載事項以外の事項は、保険証明書とは別の部門に記載されなければならない。

第12条（保険証明書の署名）

保険証明書は、保険者または証明書が関係する契約を締結する権限を有する代理人により署名されなければならない。

第13条（第三者に対する保険証明書の効力）

第1項：証明書に記載された保険期間が経過した場合には、保険者は、民法第1901条第2項⁽⁹⁴⁾に定められた適用要件が充足される場合を除き、被害第三者に対して責任を負わない。この場合には、保険者の義務は前掲期間の満期後15日目の24時まで継続する。

第2項：証明書に記載された満期を超える期間の保険契約、またはそれに一致しているが黙示の更新条項が挿入されている保険契約に関して証明書が発行された場合には、保険者は民法第1901条第2項の適用の可能性を、証明書の中に記載しなければならない。

第14条（証券の内容）

第1項：法律第7条に定められた証券は、付表A項目に定められた様式を充足していなければならない、以下の内容を記載していなければならない。

- a) 保険者の名称。
- b) 自動車のナンバー・プレートの資料。船舶の登録資料，またはそれが無い場合には，刻印および動力推進機関番号。試験用プレートとを装備する自動車については，そのプレートの資料が示されなければならない。ナンバー・プレートのない自動車については，車体および動力推進機関の識別資料が記載されなければならない。
- c) 自動車および船舶の型式。ただし，保険契約が第3条最終項に定められた動力推進機関を装備した船舶について締結された場合には，この限りではない。
- d) 第9条第1項e文に基づいて証明書に記載された保険期間の満期年月日。
- e) 保険者の署名。

第2項：付随車両および小型付随車両については，自動車に関する証券とは別の証券が発行されなければならない。

第3項：付随車両等が，公道またはそれに類する領域において自動車と切り離されて停車する場合には，それに関する証券が貼付されなければならない。

第15条（共同保険）

第1項：保険の強制が，複数の保険者による共同保険において危険が分散される契約の締結により実行される場合には，共同保険者が個々の分担額によってではなく，連帯して負担し，被保険者の受入をもって，全員の計算で全員のために法律行為を行うために，その中の1名に代表権を付与した場合には，証明書の中に当該契約が共同保険であることを明記したうえで，代表権を有する企業の名称だけが記載される。共同保険者が連帯債務を負わない場合には，証明書の中にはすべての共同保険企業の名称が記載される。

第2項：証券の中には、つねに代表権を有する企業のみが記載される。

第16条（保険証明書および証券を発行する期間）

第1項：保険証明書および証券は、保険者の作成および費用により新たに締結される契約については、保険料が支払われた日、そして、複数年の期間の契約または黙示の更新条項を有する契約については、保険料または分割保険料が支払われた日からそれぞれ5日以内に契約者に対して発行されなければならない。

第2項：当該期間内においては、保険の強制の履行は、保険者が発行した保険料または分割保険料の支払領収書によって証明され、領収書は法律第7条第4項に定められた様式で車両に貼付されなければならない。

第17条（臨時プレートで運行される車両および試験運転または試験走行のために運行される車両）

第1項：臨時プレートを装備して運行される車両に関する保険契約は、通行許可証の有効期間に応じた期間について締結される。

第2項：保険者は、試験運転または試験走行のために、販売目的で売主が運行するときに使用される車両に関して、特別条件の保険約款、保険料率および5日を超えない期間を内容とする仮の保険契約を締結する権限を有する。

第3項：保険者は、車両および保険期間の内容に固有な要素を記載した証明書を発行する。証明書は、法律第7条第4項に定められた様式で車両に貼付されなければならない。

第18条（保険証明書および証券の複製の発行）

第1項：保険証明書または証券が偶然に破損したり、正当な理由によって紛失した場合には、保険契約を締結した企業は、被保険者の申請および費用によって複製を発行する義務を負う。保険証明書または証券の

破損が窃取または紛失による場合には、被保険者は管轄官庁に対してその事実を通知したことを証明しなければならない。

第2項：複製の発行は、保険者の保管する契約原本の中にその旨が記載されなければならない。保険証明書または証券のうえには《複製》の旨を赤色で表示しなければならない。

第19条（車両の所有権移転に伴う保険契約の譲渡）

保険契約の譲渡を伴う自動車または船舶の移転の場合には、譲渡人または譲受人はただちに保険者に対してその旨を通知し、新しい保険証明書、または必要な場合には、証券を発行するに必要な事項をすべて通知しなければならない。

第3章 料率表および保険約款

第20条（料率表の作成）

第1項：自動車の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業の認可を受けようとする企業は、商工省に対して、引き受けようとする保険種目の保険料率を提出しなければならない。それには、法律上保険が強制になっているすべての危険を含んでいなければならない。

第2項：料率は車両の型式または性能、使用目的、登録地域等の共通な性格を有する危険の等級または集団について作成される。危険の等級または集団は、保険事故の蓋然率および損害額に関して、率および平均価格の算定のために重要な統計的測定を認める方法によって、充分または同質でなければならない。

第3項：料率が承認または決定される期間の満期から3カ月以内に、連結決算をする全国保険公社は、自社または複数の企業に関連する計算の経営により引き受けられた料率の作成に必要な資料を各企業に渡す。

第4項：保険料率は、純保険料と付加保険料を別個に計算したうえで作成されなければならない。両者は料率表の中に別個に記載されなけれ

ばならない。

第21条（純保険料の決定）

第1項：純保険料は、危険の等級または集団に関して、保険料の全体と保険事故に関連する将来の負担額との均衡を保証する方法で算定されなければならない。

第2項：純保険料の決定は統計的測定により行われ、以下に関する危険の等級または集団に関する営業の適切な数に拡大されなければならない。

- a) 対象となる営業中に生じた保険事故の数、および事故の発生した営業およびその後の営業において、保険金を支払うことなく免責された保険事故の数。
- b) 対象となる営業中に生じた保険事故で、事故の発生した営業またはその後の営業中に支払われた、または測定、償還のための回収の際に全体で留保されている保険事故の数および損害額。保険事故の損害額の算定においては、損害賠償請求権を有する被害第三者に支払われる額が考慮されなければならない。この中には、利息および評価減に充足される金額、そして、保険金額の4分の1を上限として、被保険者または保険者に対する第三者による訴訟に対応するために保険者が負担する費用も含まれる。
- c) 対象となる全営業において危険にさらされている車両の数。この場合には、年間の数に対比させる（年間車両数）。
- d) 料率が関連している危険の集団または等級を決定するために、または一定の期間内に事故が発生するか否かについて、または免責、限定的に危険にさらされていることに関連して、保険料の区別または変更を規定するために、または料率の場合の保険料の差額もしくは変更を決定するために、企業が考慮した事実。

第3項：事業を開始した企業，または営業しているが，本条および前項までの規定に定められた基準に従って，保険料率の算定に必要な複数の営業期間に拡大された企業による統計的測定を行っていない企業は，国際的な統計的測定に依拠することができる。

第4項：前項までの規定に定められた統計的測定のために，共同保険で引き受けられた危険は，共同保険者ではなく，代表権を有する企業にすべて引き受けられたものみなされなければならない。

第5項：統計的測定の結果は，対象となる各営業および生じることが予想される営業の状況に関連して生ずる変化を考慮して，修正の必要な共通原因を適用することにより，適宜加重されなければならない。

第6項：純保険料を決定する場合には，技術的準備金の投資によって，および法律第31条に基づいて《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して企業が支払わなければならない分担金によって，企業に生じた純収益が考慮されなければならない。

第22条（付加保険料の決定）

第1項：純保険料に付加される付加保険料は，法律第11条第4項に基づいて，商工大臣の定めた制限の中に含まれ，その枠内で算定されなければならない。その場合，危険の各等級または集団，一般的費用，直接取引経費または代理店による取引経費，保険事故の査定業務に必要な経費が考慮され，第21条b文に定められた経費，および法律第19条に定められた保険事故の査定で負担される回収額の全体の経費，企業の負担する取引で保証されたマージンは考慮されない。

第2項：前項に定められた経費および責務の内容を決定する場合には，料率が適用される事故において予測される変化を考慮しなければならない。

第23条（保険約款）

自動車の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業の認可を受けようとする企業は、認可に先立って、商工省に対して、前掲の保険種目について採用しようとする保険約款、および認可された約款にその後施されたすべての改正を提出しなければならない。

第23条の2（料率および保険約款の認可）

第1項：商工大臣は、法律第11条第6項に定められた政府委員の見解を聴聞した後、企業の提出した料率または損料率が法定の技術的要件を充足していないと判断される場合には、価格閣僚会議（C I P）に対して、法律第11条第7項に基づいて他の料率を決定するように依頼する。

第2項：価格閣僚会議（C I P）は商工省の依頼を検討した後、たとえその依頼と一致しない場合であっても、官報に掲載される自己の措置によって、企業の提出した料率を認可するか、または企業が1年以上にわたり採用する義務を負う料率を決定する措置を講ずる。

第3項：前項までの規定は、企業の提出した約款が認可される場合、または提出されたが、強行規定に違反すること、企業の料率と一致しないこと、または一般的には、法律の規定に準拠した企業の通常の活動を保証するには適していないことを理由として認可されなかった場合において、法律第11条第7項に基づいて他の約款を決定する場合にも適用される。

第4項：保険証券の中には、約款を認可または決定した価格閣僚会議（C I P）の措置の必要事項が記載されなければならない。

第24条（総合保険契約中の約款および保険料）

自動車の運行に起因する損害に関する民事責任保険以外に他の危険をも保証する契約の場合には、民事責任保険契約に関する約款および保険料は、他の危険の保険と関連する約款および保険料とは別に記載されなければならない。

第25条（契約が進行中の危険の減少または増大）

契約が進行中に危険が減少または増大する場合において、民法第1897条および第1898条⁽⁹⁵⁾に基づいて契約の解約を通知された被保険者は、減少または増加した危険に関連して、認可された料率に基づいて適用される別の保険料によって契約の内容を変更する旨を通知することにより、契約の解約を回避することができる。

第26条（特殊または例外的な性質の料率および危険に含まれない危険）

第1項：性質上、認可された料率の項目に該当しない危険については、企業は保険証券に明記することにより、処分できる技術的要素に基づいて保険料を決定することができる。その場合には、ただちに商工省へ契約を提出しなければならない。商工省は、適用された保険料が付保危険に適応しないと判断した場合には、新しい保険料を決定し、それを企業に通知する。当事者は締結日に発効するように契約を変更しなければならない。変更された契約の内容は商工省に通知されなければならない。

第2項：保険契約を締結した企業は、付保危険が何らかの主観的または客観的理由により、料率表に含まれる危険と比較して特殊または例外的な性質を有すると判断した場合において、商工省が提出された変更を認可する場合には、契約に示された金額を上限として、保険料率が増えたり減ったりするという条件の契約を締結することができる。このために、企業は商工省に対して契約書の写しを提出し、措置を講じた技術的要素をすべて通知しなければならない。商工省は認可の際に、企業の提出した保険料の額とは異なる額において保険料を決定することができる。

第3項：前項までに定められた措置は、法律第11条第7項に定められた政府委員会の見解を聴聞した後に講じられる。

第27条（料率の評価）

第1項：保険料率を作成中に、第20条、第21条および第22条の規定を

遵守する規制に同意した企業は、料率の他に、純保険料の作成に必要な技術的基準および分析的基準が判明する報告書、ならびに付加保険料の決定に関連する統計的測定および計算書類を提出しなければならない。

第2項：純保険料および付加保険料の評価は、年次統計的測定値を基礎として行われる。その内容は、企業の引き受けた危険、発生する保険事故、企業の貸借対照表の検査から抽出された資料、監督機関によって行われた調査結果、ならびに自動車の運行に起因する損害に関する民事責任保険の変化の認識に必要なその他のすべての要素からなる。年次統計的測定値は、関係企業または類似企業に関する連結決算の管理運営から抽出される。

第28条（複数企業に関するまたは国内的分析の採用）

企業が商工省に提出した料率および純保険料の評価および認可に必要な分析の要素が、連結決算の管理運営から抽出することができない場合には、価格閣僚会議（C I P）は、企業の作成した要素の他に、第20条および第21条の規定に従って行われた複数企業に関する統計的測定、ならびにみずから取得した車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険の変化の認識に必要なその他のすべての技術的要素を利用する。

第29条（提出された料率表における技術的要件の欠如）

（1981年1月16日共和国大統領令第45号第1条により削除）

第30条（認可済の料率表および約款の改正）

保険料の総体と、それに関連する保険事故ならびに第22条に定められた費用および責務に関する予想額との間の均衡を変更しなければならないほど、著しい不均衡が生じた場合には、商工省は、法律第11条第8項に定められた認可済の料率表および約款の改正を要請することができる。

第30条の2（政府委員会の構成員）

第1項：法律第11条第6項に定められた政府委員会は、以下の者により構成される。

- a) 商工省私保険団体利益保険総局に属する役員またはその代行者1名。
- b) 全国保険公社（I N A）が指定する全国保険公社の代表者1名。
- c) 商工大臣が任命する専門家5名。

第2項：b文およびc文に定められた構成員は任期を2年とし、留任することもできる。

第3項：委員会の構成員は商工大臣により任命され、その命令が官報によって公布される。本省令により委員から互選される委員会長が任命される。

第4項：委員会の事務所は、商工省私保険団体利益保険総局に設置される。

第30条の3（政府委員会の権限および決議要件）

第1項：以下の事項につき商工大臣に対して上申する権限は、政府委員会に帰属する。

- a) 認可に先立って、各企業から商工省に提出された料率表、保険約款およびその後の改正。
- b) 法律第11条第4項に定められた付加保険料の限度額。
- c) 法律第11条第7項に基づいて決定され、企業が提出したものの、認可されなかった料率表および保険約款。
- d) 商工大臣が法律第11条第8項に定められた企業に対して請求することのできる、認可済の料率表および保険約款の改正。
- e) 法律第11条第11項に定められた措置を一定の範疇の自動車に採用すること。

第2項：委員会は第26条最終項の規定に定められた内容について、商

工省に見解を述べることができる。

第3項：委員会の会議の定足数は、構成員の4分の1以上の出席を必要とする。決議には出席者の過半数を必要とする。票数が同数の場合には議長の票が優先する。

第4章 保険料積立金および保険金準備金

第31条（保険料積立金）

（1981年1月16日共和国大統領令第45号第1条により削除）

第32条（保険金準備金）

第1項：車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険契約に関する保険金準備金は、各営業の終了日に積み立てられなければならない。この場合、発生した事故の営業に従って保険事故を分類する。準備金の額は、いかなる場合においても、保険事故が発生した営業後の4番目の営業終了日まで、発生した事故の営業に関係する保険料に関して支払われた保険金およびそれに関する清算費用が控除された、発生した事故の営業に関係する保険料の額の75パーセントを下回ることはできない。

第2項：前項に定められた効果を確保するために、発生した事故の営業に関係する保険料は、1977年2月26日法律第39号で改正かつ変更された1976年12月23日暫定措置令第857号第6条に基づいて商工大臣に認可された、自動車の民事責任保険種目の業務に関する損益計算書の雛型Bから生ずる保険料とする。

第33条（保険金準備金の妥当性の規制に関する義務的一覧表）

第1項：企業は、毎年、保険金準備金の妥当性の規制を認めるために適切な資料、および各営業で発生する保険事故につき、発生した事故の処理の開始から清算業務の終了までの平均費用の推移を決定するために必要な資料をすべて収集することを義務づける省令で認可された適切な

雛型に合致した一覧表を作成して、商工省に提出しなければならない。

第2項：商工省は、営業の妥当な数字について、法律第14条に定められた連結決算の測定からその資料が推測できる企業については、前項に定められた一覧表の資料を作成する義務を免除することができる。

第34条（保険金準備金の不足）

前条第1項に定められた一覧表で作成された資料、または連結決算もしくはその他の要素から得られた資料から、保険金準備金が第32条に定められた最低限度額に一致しているにもかかわらず、保険事故の全体的な清算に対応するために必要な額を下回っていることが判明した場合には、商工省は当該企業に対して不足額を補てんするために必要な手段を講ずるように要請する。その場合には、それに必要な90日以上期間を指定する。

第35条（技術的準備金の全体的評価）

車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険契約の各営業の終了時に企業が積み立てる技術的準備金（保険料積立金および保険金準備金）の全体額と、それに関する営業保険料の額との関係が、国内で営業活動している企業の全体、または同様の企業グループについて評価される類例の割合を著しく下回る場合には、商工省は関係企業に対して、経営の正常さを証明するために必要な証拠書類を作成するように要請する。

第36条（保険事故に関する帳簿の備置義務）

第1項：車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険の営業を認可された企業は、主たる営業所において、1925年1月4日勅令第63号第49条⁽⁹⁶⁾に定められた帳簿および一覧表の他に、車両の運行に起因する損害に関する民事責任保険に関連する以下の帳簿を備え置かなければならない。

- a) 一部だけ支払われた金額を示す支払済保険金に関する帳簿。
- b) 保険金を支払うことなく免責された保険事故に関する帳簿。
- c) 営業終了時における未払保険金に関する帳簿。
- d) 清算手続が開始された支払済の保険事故、または未払のまま免責された保険事故に関する帳簿。

第2項：前項に定められた帳簿は、カードまたはコンピューターにより作成されることができる。各帳簿に関する正確で完全な測定が可能な場合には、二つ以上の帳簿を作成することが認められる。

第3項：第1項 a 文、b 文および d 文に定められた帳簿の中には、業務内容が時系列で記載されなければならない。

第4項：発生した事故に関する業務ごとに区別された保険事故の数および額が、各営業の終了時に、各帳簿の中に記載されなければならない。

第5章 道路犠牲者保障基金

第37条（委員会の構成員）

第1項：法律第20条第1項に定められた委員会は、会長により、またはその代行として法律上の構成員である全国保険公社の総局長により統率される。

第2項：委員会はこの他に、以下の者により構成される。

- a) 商工省の代表者3名。そのうち2名は私保険団体利益保険総局の代表者。
- b) 国庫省の代表者1名。
- c) 《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社の営業役員1名。
- d) 内国企業の代表者の所属する協会の指定により商工大臣が選任した保険企業の代表者3名。
- e) 法人および関連する協会が指定した3名の中から、商工大臣が選任した自動車利用者の代表者2名。

第3項：委員会が第38条第2項に定められた決議を行う場合には、委員会の構成員は、労働社会保障省の代表者1名、保険企業の従業員の代表者2名、内国企業の代表者の所属する協会が指定し、商工大臣が選任した保険代理人の代表者1名が参加する。

第4項：委員会の構成員は商工大臣の命令で任命され、任期は3年とする。

第5項：委員会の事務局は3名で構成される。そのうち2名は、私保険団体利益保険総局の職員、他の1名は全国保険公社が任命した者とする。

第38条（委員会の職務および決議要件）

第1項：委員会には、全国保険公社の理事会に対して、以下の事項について見解を述べる権限が属する。

- 1) 《道路犠牲者保障基金》に関する法律の規定の適用に関する問題。
- 2) 法律第20条第2項に定められた企業の指定。
- 3) 《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社が締結する協定。
- 4) 1977年2月26日法律第39号で改正かつ変更された1976年12月23日暫定措置令第857号第12条に基づいて、自動車の運行に起因する損害に関する民事責任に関する強制保険により保険契約を締結した、行政上の強制清算に付されている企業に前払いされる金額。
- 5) 全国保険公社の理事会が委員会に委任したと判断するその他の問題。

第2項：この他に、1977年2月26日法律第39号で改正かつ変更された1976年12月23日暫定措置令第857号第11条第3項および第4項に基づいて、車両および船舶の運行に起因する損害に関する強制民事責任保険を

営む企業で、行政上の強制清算に付された企業の保有契約の移転および譲受企業間の人事に関する分配を決議する権限は、委員会に帰属する。

第3項：8名以上の構成員の出席を必要とする前項に定められた事項に関する決議を除いて、委員会の決議が有効となるためには、構成員の6名以上の出席を必要とする。決議は出席者の過半数で採択される。投票数が同数の場合には、議長の投票が優先する。

第4項：委員会の構成員には出席に応じて委員報酬が与えられ、事務職員には全国保険公社の理事会の決定した限度内で諸手当が支給される。

第39条（《道路犠牲者保障基金》の管理運営方式）

第1項：全国保険公社は、《道路犠牲者保障基金》の管理運営に属する活動について、別個の経理および書類を確保しなければならない。基金の債務を履行するための資産が区別され、基金の管理運営に関係する資産を区別して管理しなければならない。

第2項：全国保険公社の理事会は、処分できる金銭の使用に関する決議の際に、基金の流動資金の必要性を考慮しなければならない。処分できる金銭は、イタリア政府の発行または保証した債券だけに投資される。

第40条（《道路犠牲者保障基金》の管理運営に関する損益計算書）

第1項：全国保険公社の理事会が承認した《道路犠牲者保障基金》の管理運営に関する損益計算書は、理事会の報告書に一致させ、それが関連している日の次年度の9月30日までに商工省に提出されなければならない。

第2項：損益計算書は以下の項目を記載していなければならない。

収入項目：

- 1) 営業に係する分担金。
- 2) 処分できる金銭の運用から生じた収益。
- 3) 償還請求権および代位権の行使により、被指定企業から回収

された金額。当該営業または以前の営業において発生した保険事故に関して区別された関連する経費。

- 4) 強制清算に付された企業に対する代位権の行使により、《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社が直接回収した金額。
- 5) 1977年2月26日法律第39号で改正かつ変更された1976年12月23日暫定措置令第857号第12条に基づいて、清算委員会に前払いされた金銭の償還。
- 6) 分担金の支払遅滞による遅延利息。
- 7) 分析的方法で記載されるその他の収入。
—発生した欠損額。

支出項目：

- 1) 当該営業または以前の営業において発生した保険事故の関して区別された、保険金およびそれに関連する清算費用の支払に関して、被指定企業が前払いした金銭。金銭は、法律第19条第1項a文、b文およびc文の保険事故に関連して区別されなければならない。
- 2) 1977年2月26日法律第39号で改正かつ変更された1976年12月23日暫定措置令第857号第9条、および1978年11月24日法律第738号で改正かつ変更され1978年9月26日暫定措置令第576号第4条が適用される場合において、保険金および清算費用について、《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社が支払った金額。
- 3) 1977年2月26日法律第39号で改正かつ変更された1976年12月23日暫定措置令第857号第12条に基づいて、行政上の強制清算に付された企業の清算委員会に対して前払いされた金銭。
- 4) 企業の損益計算書から算出されるもので、基金が負担する保険金の支払に指定された企業が支払った一般経費の分担額。

- 5) 全国保険公社が基金を独立して管理運営するために負担する経費。
- 6) 法律第20条最終項に定められた合意により決定された様式に従って算定された保険金およびそれに関する清算費用について、企業が前払いした金額に関する支払利息。
- 7) 分析的方法で記載されるその他の支出。
—発生した剰余金。

第41条（《道路犠牲者保障基金》の管理運営に関する資産状況）

第1項：前条に定められた損益計算書は、営業終了時に以下の資産が生ずる財産の一覧表を添付しなければならない。

資産項目：

- 1) 手持ち現金。
- 2) 債権確保のための担保の額。
- 3) 分析的に示されなければならないその他の動産。
- 4) 現金化されない分担金に関する債権。
- 5) 分析的に示されなければならないその他の債権者の記載事項。
—発生した清算済差引残高。

負債項目。

- 1) 保険金およびそれに関する清算費用について、企業により前払いされた金銭の償還に向けられた企業に対する債務。
- 2) 分析的に示されなければならないその他の債務者の記載事項。
—発生した清算済差引残高。

第2項：一覧表の適切な覧に、前項に定められた損益計算書から生ずる剰余金または欠損が明記されなければならない。その場合、前年度の営業から生じた資産または負債を清算した差引残高と区別されなければならない。

第3項：損益計算書には、法律第31条に定められた分担金を決定する

ために、この他に、一覧表が添付されなければならない。一覧表からは、1977年2月26日法律第39号で改正かつ変更された1976年12月23日暫定措置令第857号第9条に基づいて設立された清算委員会が指定した企業、または1978年11月24日法律第738号で改正かつ変更された1978年9月26日暫定措置令第576号の保有契約の譲受企業の行う通知に基づいて、損益計算書の関連する営業の終了時に発生したが、未払の保険事故に関する損害の予想額が抽出される。

第4項：予想額は、当該営業または前年度の営業において発生した保険事故に関連するものに応じて、または法律第19条第1項a文、b文およびc文に定められた保険事故に関連するものに応じて区別されなければならない。

第42条（《道路犠牲者保障基金》に関する政府の監督）

商工省は全国保険公社に対して、《道路犠牲者保障基金》の管理運営に関する情報および資料をいつにても請求し、必要と判断される場合には、それを評価する措置を講ずることができる。

第43条（《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して支払われる分担金）

第1項：商工大臣は、毎年12月31日までに、前年度の営業の損益計算書の結果を基にして、企業が、《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して次年度に支払う分担金の額を、自己の命令で決定することができる。

第2項：企業は、毎年1月31日までに、当該年度の仮の分担金を支払う義務を負う。仮の分担金は、当該年度について定められた割合を、承認された最新の貸借対照表から生ずる支払済保険料に適用することによって決定される。

第3項：企業が実際に負担する金額と、前項に基づいて前払いされた

金額の差額の支払は、当該企業の貸方または借方残高の支払とともに、前払いされた金額が関連する営業の貸借対照表から生ずる支払済保険料に基づいて行われる。支払は、当該貸借対照表の承認された日以後の9月30日までに行われる。

第44条（分担金の支払遅滞）

分担金の全額または一部の支払が遅滞した場合においては、法定利率による延滞利息は、支払がなされるはずであった日を起算点として算定される。

第6章 被指定企業

第45条（企業の指定）

第1項：法律第19条に定められた保険事故の清算手続を行う企業は、全国保険公社の理事会の見解を聴聞した後に、企業ごとに保険事故の清算に必要な資金力、および適切な組織の存在を考慮したうえで、商工大臣令により指定される。

第2項：指定命令は官報に掲載される。

第46条（被指定企業の分離経営）

第1項：被指定企業は、法律第19条に定められた保険事故を分離して経営し、本命令第48条および第50条に定められたすべての義務の履行について一定の措置を講じなければならない。

第2項：前項に定められた経営については、企業は主たる営業所において、第36条に定められた方法によって、同条に定められた帳簿をすべて備え置かなければならない。

第47条（通信物、帳簿および書類の標題）

第1項：法律第19条に定められた保険事故に関する分離経営に属する

活動に関連する被指定企業の通信物、帳簿および書類はすべて、企業の名称およびその他の表示の他に、《道路犠牲者保障基金》によって負担される保険事故の清算に関して、1969年12月24日法律第990号第24条に基づいて指定された企業》の標題を付けなければならない。

第2項：企業は、法律第19条に定められた保険事故の分離経営に属さない活動に関連した通信物、帳簿および書類については、前項に定められた標題を使用することはできない。

第48条（被指定企業の損益計算書）

第1項：被指定企業が《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して提出する義務を負う、半年ごとに履行された責務の損益計算書は、以下の項目を記載していなければならない。

- 1) 営業中および前の営業年度中に別々に発生した保険事故の保険金について、半年ごとに行われた支払。支払は、法律第19条第1項a文、b文およびc文に定められた保険事故に応じて区別されなければならない。
- 2) 第1号に定められた保険事故の清算において負担された費用。
- 3) 法律第19条に定められた保険事故の分離経営について、半年ごとに負担された一般経費の相当額。
- 4) 償還請求権および代位権の行使により、企業が半年内に回収した金額から諸経費を控除した金額。その場合、当該営業または前の営業年度に生じた保険事故に関連して区別される。

第2項：損益計算書には、《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社との関係において、企業が半年のうちに行う借方および貸方の資産に関連した取引に関する一定期間の計算書が添付されなければならない。

第3項：計算書から以下の内容が判明されなければならない。

A部門：

- 1) 本条第1項第1項目, 第2項目および第3項目について, 関連する損益計算書から推定される保険金, 責務および経費の額。
- 2) 法律第20条最終項に定められた協定に準拠して, 企業により前払いされた金額に関する受取利息額。
- 3) 基金の負担したその他の金額。
—発生した清算済差引残高。

B部門:

- 1) 保険金およびその清算費用の支払について, 半年内に基金の管理運営者から支払われた額について, 企業に対して同基金の管理運営者から償還された額。
- 2) 償還請求権および代位権の行使により, 半年内に企業が回収した金額から諸経費を控除した金額。
- 3) 支払利息の額。
- 4) 基金の負担したその他の金額。
—発生した清算済差引残高。

第4項: 損益計算書は, それが関連する半年の終了日から45日以内に提出されなければならない。

第5項: 被指定企業は, 損益計算書の関連する日の次年度の5月31日までに, 《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して, 一覧表が関連する営業の終了時までに発生したが, 未払の保険事故に関する損害の予想額が判明する一覧表を提出しなければならない。

第6項: 予想額は, 当該営業または前の営業年度に発生した保険事故に関連するものに応じて, 区別されなければならない。

第7項: 本条に定められた書類は, 被指定企業の法的代表者により署名されなければならない。

第49条（被指定企業と《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社との間の協定）

被指定企業と、法律第20条最終項に定められた《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社との間の協定は、つねに以下の事項を定めていなければならない。

- a) 第48条に定められた企業の提出した半年間の損益計算書に関する同意または見解を、全国保険公社が通知するために必要な期間。
- b) 基金の資金の限度額において、全国保険公社が被指定企業に対して、半年の損益計算書の清算を指定することを委任するために必要な期間。
- c) 保険金およびその清算費用につき企業が前払いした金額について、企業に通知する利息額の決定方法。
- d) 企業がb文に定められた期間終了日前に、保険金の支払に充当された金額の償還を請求することのできる場合。
- e) 法律第19条に定められた保険事故の清算費用を決定するために、および当該保険事故の別個の業務に計上されるべき普通経費の分担額を算定するために、企業が従わなければならない基準。
- f) 保険事故の清算手続を行う前に、全国保険公社に事前の同意を請求する場合、および、企業が法律第19条に定められた保険事故に関連した異議を申し立てる際に、全国保険公社との関係において企業が従わなければならない手続。

第50条（全国保険公社に対して保険事故の業務に関する資料および要素を提出する被指定企業の義務、ならびに被指定企業に対する政府の監督）

第1項：《道路犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社は、被指定企業に対して、法律第19条a文、b文およびc文に定めら

れた保険事故の業務に関連する資料および要素を請求することができる。被指定企業は適宜検査のために、業務に関連するすべての文書、帳簿および書類を全国保険公社に提出しなければならない。

第2項：商工省は、法律、規則、命令、商工省の指令、および法律第20条最終項に定められた協定の遵守状況を監督するために、被指定企業について検査を行う権限を有する。

第3項：企業は検査を担当する職員に対して、通信物、文献、文書、書類ならびに基金の管理運営との関係、および保険事故の清算業務の遂行に関係するものをすべて提出し、要求された情報および資料を作成しなければならない。

第7章 連結決算

第51条（全国保険公社による連結決算の責任およびその管理運営）

第1項：法律第14条第2項に定められた連結決算は、保険企業の共通決算のために全国保険公社が行う。

第2項：決算の管理運営は、法定事項については、それに従って行われ、法定されていない事項については、決算の管理運営の資格において、全国保険公社が企業との間で締結する協定に従って行われる。

第52条（各危険の2パーセントの分担金の決算への組込方法）

第1項：自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険について、各営業において企業の引き受けた全危険の2パーセントの分担金が連結決算に組み込まなければならない。その場合、船舶については強制保険の対象となる額までとする。

第2項：組込は、営業において、各車両または船舶に関連して引き受けられた各危険について区別され、以下に定められた額の2パーセントの分担金決算の割当において行われる。

a) 第1回目の分割保険料およびその後の分割保険料。この場合、

保険料が増額された黙示に更新された契約に関連する保険料が含まれ、被保険者の負担する税金のみが控除される。連結決算の中には、営業保険料とともに、分割保険料の利息、保険者に帰属する債権に対する権利、および危険の保証に対する対価を構成するその他のすべてのものが組み込まれる。

第3項：第21条第2項d文に定められた保険料の種類の条項を有する契約に関する保険料については、連結決算への組込は、契約の中に含まれる条項、および保険者の認めた保険料の減額の大きさおよび以下の項目が示されなければならない。

- b) 第21条第2項d文に定められた保険料の種類の条項を有する契約に関連して、営業において回収された保険料の補完金額。
- c) 振替、無効および保険料の払戻額。
- d) 当該営業で生じた保険事故に関する保険金およびその清算費用について、営業中に行われた支払金額。これには一部の支払も含まれる。
- e) 当該営業で生じた保険事故に関する業務において換金された債券における保険金の回収額。これには関連する全経費が含まれる。
- f) 当該営業で生じたが、営業の終了日において未払の保険金の額。

第4項：保険の強制の対象となる自動車および船舶に関する保険については、引き受けられた危険について前項の規定が適用されるためには、法律第7条に定められた保険証明書、または本命令第17条に定められた証明書が発行される危険が対象となる。

第53条（契約の変更による保険料の振替およびその金額）

契約を変更する場合には、変更された契約に関連して行われる保険料の振替、および変更部分または新しい保険契約に関連する保険料の相当部分が、連結決算の中に別々に組み込まなければならない。

第54条（決算の中に組み込まれる記載事項の全国保険公社への通知）

決算の中に組み込まれる第52条 a 文, b 文, c 文, d 文および e 文に定められた記載事項の全国保険公社への通知は, 関連する業務が行われた月の翌月から 3 カ月内に行われなければならない。第52条 f 文に定められた記載事項の通知は, 営業終了日の次年度の 6 月15日までに行われなければならない。

第55条（通知された保険事故およびその免責の通知）

第 1 項：企業は連結決算を行う全国保険公社に対して, 当該営業で生じた保険事故, および保険金が支払われることなく営業中に解除された後に行われた保険事故の免責について通知しなければならない。

第 2 項：通知は, 企業が保険事故発生の通知を受理した日, または免責された日の翌月までに事故ごとになされなければならない。

第56条（決算の中に組み込まれる記載事項に関する支払と償還）

企業は, 第51条第 2 項に定められた協定により決定された期間内に, 各営業の 3 カ月ごとに, 第52条 a 文, b 文, e 文に定められた決算の中に組み込まれる記載事項に関する額を支払わなければならない。全国保険公社は, 当該期間中に, 連結決算の管理運営権限に従って, 第52条 c 文および d 文に定められた 3 カ月内に決算に組み込まれた記載事項の額を企業に償還しなければならない。

第57条（決算の中に組み込まれる危険に関する保険料積立金）

全国保険公社は各営業の終了時に, 連結決算の管理運営者の資格において, 1978年 6 月10日法律第295号第30条に定められた企業により提出された資料に基づいて, そしてその基準に従って, 営業の終了時に連結決算に組み込まれた危険に関する保険料積立金を算定することができる。

第58条（決算で支払われる額の供託および投資ならびに収入の分配）

第1項：決算で支払われる額は、銀行の当座預金の中に経営企業の責任で供託される。必要流動資金を超えた部分は、政府の発行または保証する債券に投資される。

第2項：未清算の保険事故に移管する準備金から得られた収入は、第51条第2項に定められた協定で約定された方式で、連結決算に組み込まれた保険金準備金の額に比例して企業に分配され支払われる。

第3項：その他の収入は連結決算に帰属する。

第59条（決算の管理運営の損益計算書および差引残高の分配）

第1項：全国保険公社は各営業の終了時に、以下の事項を記載した損益計算書を作成する。

収入：

- 1) 前の営業年度終了時に算定された保険料積立金。
- 2) 第52条第2項 a 文、b 文および第53条に定められた保険料およびその他の要素。
- 3) 第52条第2項 c 文に定められた回収金額。
- 4) 関連するすべての責務に関する第58条最終項に定められた収入。
- 5) 発生した受取利息およびその他のすべての収入。

支出：

- 1) 営業終了時に算定された保険料積立金。
- 2) 第52条第2項 c 文に定められた保険料の振替、解除および払戻、ならびに第53条に定められた振替。
- 3) 第52条第2項 d 文に定められた支払。
- 4) 保険金準備金。
- 5) 企業の負担する特別の責務について、各企業から直接回収された額の全額について、第51条第2項に定められた協定に従

って支払われた連結決算の管理運営費用。

6) 発生した支払利息およびその他のすべての支出。

第2項：損益計算書の貸方残高または借方残高は、損益計算書が関係する営業において、企業により連結決算に組み込まれた保険料に比例して、連結決算に参加している企業に分配される。

第3項：全国保険公社の理事会が承認した損益計算書および差引残高の分配計画は、説明書を添付したうえで、営業終了日の次年度の10月31日までに商工省に提出されなければならない。

第4項：前項に定められた書類は管理運営企業に備え置かれなければならない。関係企業はそれを閲覧することができる。

第60条（支払のために決算に組み込まれた記載事項および前の営業年度に発生した保険事故の回収）

第1項：企業は、以下に定められた額の2パーセントを連結決算の負担に回すことができる。

a) 前の営業年度で発生し、第52条第2項f文に基づいて決算の中に組み込まれた保険事故に関連して、保険金および費用について各営業において行われた一部の支払も含む支払額。

b) 清算手続業務において回収された、前の営業年度で発生し、免責された保険事故に関連して、保険金および費用について各営業において行われた一部の支払も含む支払額。

第2項：企業は連結決算のために、回収額の2パーセントを、それに関する経費を全額で、前の営業年度に発生した保険事故に関する業務において現金化された債券に充当しなければならない。

第3項：企業はこの他に、第52条第2項f文に基づいて決算の中に組み込まれた、前の営業年度に発生した保険事故に関して、営業中に行われた免責について、連結決算に対して通知しなければならない。

第4項：連結決算に対する通知は、当該活動が行われた月の次の半年

間に、保険事故の発生した年ごとに行われなければならない。

第5項：全国保険公社は連結決算の管理運営者の資格で、第51条第2項に定められた協定で決定された期間および方法によって、本条a文およびb文に定められた支払金額を企業に償還しなければならない。企業は本条第2項に定められた回収額を、前掲の期間および方法によって連結決算に払い込まなければならない。

第61条（前の営業年度に発生した保険事故に関する準備金のあらたな算定および全国保険公社への通知）

第1項：企業は、各営業の終了時に、第32条および第34条に定められた内容を考慮して、前の営業年度に発生したが、未清算の保険事故に関連する準備金をあらたに算定しなければならない。連結決算の管理運営者である全国保険公社に対して、第51条第2項に定められた協定で決定された期間内に、その旨を通知しなければならない。

第2項：前項に定められた通知は保険事故ごと、および保険事故の発生した営業ごとに、営業の終了日の次の5月31日までになされなければならない。

第62条（決算管理運営の損益計算書のその後の検査および差引残高の新しい分配）

第1項：保険事故の発生に営業に関連する損益計算書は、第60条および第61条に定められた活動について、前の営業年度の終了時に積み立てられた保険金準備金の額に生じた貸方または借方の変化に応じて検査される。修正の結果、各損益計算書から生ずる差引残高が決算され、その額に関する分配が行われる。

第2項：全国保険公社は、各年度の10月31日までに、連結決算の管理運営資格者として、前項に定められた検査の結果に基づいて修正された損益計算書を、商工大臣に提出しなければならない。

第63条（商工省の雛型に従って行われた要素，技術的資料および分析的資料の全国保険公社への通知）

第1項：前条までの規定において，連結決算の管理運営者である全国保険公社に対して行われなければならない通知は，全国保険公社が法律第14条第2項に従って，商工省に提出しなければならない資料および要素の測定を同意するのに必要な分析的および技術的事項を危険ごとに示さなければならない。

第2項：通知は，商工省の雛型に従って作成された様式で行われなければならない。様式はカードまたは電子機器で作成された手段によっても行われる。

第64条（全国保険公社が決算の管理運営から引き出された資料を商工省に提出する義務）

全国保険公社は，連結決算の管理運営者の資格において，第59条および第62条に定められた損益計算書の他に，法律第14条第1項に定められた保険料率の評価および認可の目的で，商工省が要求した決算の運用から主ずる資料および要素を，営業ごと，企業ごとまたは企業のグループごと，および危険の等級ごとに分類して，商工省へ提出しなければならない。

第8章 行政罰

第65条（行政罰）

第1項：本命令の規定を完全に，かつ，適宜遵守しない，または遵守させない法律第10条に定められた企業の責任者および取締役は，法定されたその他の制裁と重複することなく，以下の行政罰が科される。

第2項：本命令第9条，第10条および第14条第1項および第2項の規定に違反した場合には，2,000リラ以上20,000リラ以下の金額を支払う行政罰が科される。

第3項：本命令第16条第1項および第18条第2項の規定に違反した場合には、5,000リラ以上30,000リラ以下の金額を支払う行政罰が科される。

第4項：本命令第36条、第43条第2項および第3項、第46条、第47条最終項、第66条第1項、ならびに企業について、連結決算の管理運営者である全国保険公社に対する通知義務および支払義務を定めた本命令第7章に含まれる規定に違反した場合には、10,000リラ以上50,000リラ以下の行政罰が科される。

第5項：本条に定められた行政罰は、県知事により適用される。その場合、1967年5月3日法律第317号第9条および第13条の規定が遵守される。

第9章 暫定規則および終則

第66条（法律の最初の適用のための分担金）

第1項：保険債務の適用が開始する年度に関する法律第31条最終項に定められた分担金は、本命令の公布日から90日以内に、企業から《道路犠牲者保障基金》の管理運営者である全国保険公社に対して支払われなければならない。

第2項：期間が法律第19条の適用される期間とその後の12月31日との間であったとしても、分担金は、法律第31条最終項に定められた全額について支払われなければならない。それについては清算は行われぬ。

第3項：保険債務が適用され始めた最初の年度の後で、法律第37条に定められた責務が基金の負担にかかる場合には、分担金は3パーセントを上限として、最初の年度の次年度についても決められる。

第67条（進行中の契約の認可料率への一致）

保険債務が有効となった日に進行中の保険契約は、認可料率と一致されなければならない。ただし、被保険者は、法律の付表A項目に定めら

れた最高限度額を超えない額で締結された契約について、契約から発生する債務があるとしても、最初の満期まで措置を延期することができる。

第68条（法律の施行日に進行中の契約に関する危険の連結決算への組込）

保険債務が有効となった日に進行中の契約に関する危険は、保険料の最初の支払期日から経過する連結決算へ組み込まなければならない。

第69条（自動車利用者の私保険諮問委員会への参加）

私保険諮問委員会が、自動車および船舶の運行に起因する損害に関する民事責任保険の料率の分野において自己の見解を述べるように要請された場合には、商工大臣は、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第79条第2項⁽⁹⁷⁾に定められた会議に、特別の権限を有する専門家が参加するように要請する。この者は、委員会の職務の遂行に協力するに有益な別々の範疇に属する自動車利用者の中から選任される。

第70条（営業中に発生した保険事故の決定方法）

第1項：保険金準備金を査定するにあたり、当該営業中に発生した保険事故はすべて、その通知日にかかわらず、特定の営業において発生した事故とみなされる。その後の営業の1月31日までに通知されていない保険事故については、それ以前の営業年度において取得された経験値、および営業中に通知された保険事故の平均査定額を基礎とした準備金を計上する保険事故の数と査定額とが評価される。

第2項：評価の結果は、第52条f文に示された資料の組込について定められた期間内に連結決算に通知される。

第71条（法律第37条に定められた給付請求権）

法律第20条に基づいて指定された企業に対して法律第37条に定められ

た給付を請求する権利は、損害賠償請求権者および損害を賠償した被保険者に帰属する。この場合、資産の最初の分配では充足されなかった分担保金、および強制清算の貸方に組み込まれた債権の額を限度とする。そして、有責被保険者の権利を代位した場合には、賠償されておらず、借方に組み込まれていない権利の所有者にも帰属する。この場合、最初の分配では充足されなかった分担保金、および有責被保険者の貸方に組み込まれた債権の額を限度とする。

第72条（社会保険管理運営法人との協定）

社会保険管理運営法人は、被指定企業との間で協定を締結することができる。協定では、被害者に供給される給付のついて当該法人が支払った費用の償還の方法が決められ、事前に決定する方法においても、償還額の決定基準が定められる。

付表 A

証券の雛型の説明

法律第 7 条および本命令第14条に定められた証券は、下記の複写で示された寸法の長方形で作成される。

横80ミリ。縦76ミリ（3インチ相当）。

76ミリの辺については3ミリ、80ミリの辺については6ミリの白帯が付けられる。

印刷物は、1平方メートルあたり70グラムの用紙による平版とされる。

印刷の色は太陽光線にも耐えられなければならない、以下の配色となる。

装飾帯—外部は青色、内部は黄褐色。

底 部—黄色。

上 部—黒色。

申請された資料を記載する部分は、銀行小切手のような、非常に繊細な縞模様で印刷されなければならない。

(90) 1971年2月11日法律第50号(レジャー航行に関する規定)第1条「①本法の規定は、海上および内水のレジャー航行に適用される。

②利得を目的としないスポーツまたはレクリエーションのための航行は、レジャー航行とする。

③本法がレジャー航行につき明確に定めていない場合には、航行法典、施行令および他の特別法に定められた規定が適用される。

④本法を適用する場合においては、レジャー航行を目的とする建造物は以下のように命名される：

レジャー船隊：レジャー航行を目的とするすべての構造物。

レジャー用船舶：補助動力推進機関を装備したのも含むすべての帆船、またはレジャー航行を目的とした容積トン数が50トンまでのすべての機船。

レジャー用小型船舶：補助動力推進機関を有するものも含むすべての帆船、またはレジャー航行を目的とし総トン数が50トンまで、または船舶の範疇に含まれないすべての機船。

レジャー用船舶：本法第13条に定められた管轄官庁の保管名簿への登録義務を免れるすべてのレジャー用小型船隊。

⑤ジブおよびステースルを含む(スピナーカーを除く)適切な固定属具に航行時において張ることのできるすべての帆の表面積と動力推進機関の馬力またはキロワットでの能力との関係が2または2.72を上回る船舶は、補助動力推進機関を装備したレジャー船隊とする。

⑥航行法典、施行令および他の特別法を適用するにあたっては、レジャー用小型船舶は、10トンを上回らない総トン数の船舶および運搬船と、機械的推進力を有する場合には25トンを上回らない総トン数の船舶および運搬船と、このトン数を上回る小型船舶の場合には50トンを限度として、同一の取扱を受ける。

⑦動力推進機関の能力について、本法を適用するにあたっては、運輸大臣の協力を得た海運大臣の命令で定義された課題の最大能力が意図される。

⑧運輸大臣の協力を得た海運大臣の命令によって、動力推進機関の能力の確認、検査および評価に関する規定が公布される。建造工場は、原型が検査された動力推進機関の各見本について、それが検査された部分のすべてにおいて一致することを証明する説明書を発行する。

⑨前項に定められた命令によって定められたモデルについて発行されなければならない説明書について、これを発行した工場は、民事上および刑事上の責任を負う。

⑩確認を行った官庁は、確認したモーターを監督評価の対象とする権限を有する。

①評価は、船舶が建造された工場または領土内に所在する売買地において行われる。

②評価は管轄官庁から適法な権限を付与された公務員が行う。この者は、建造工場おまたは売買地に自由に入ることができ、証明に必要なサンプルを抽出する措置を講ずる。

③評価の証明は、建造者、売主、または一人または複数の者から代理権限を付与された者との討論をもって行われる。これに関連する責務は評価が行われる建造施設および売買地の権利者が負担する。

④確認された型と比較して、部分的であれ、一つまたは複数の見本と一致していないことが判明した場合には、確認の効果はそれを行った官庁によって停止されることができる。

⑤停止措置よりも適切である場合には、確認は取り消されることができる。」

(91) 民法第2250条（行為および取引における表示）「①企業登記簿への登記の対象となる会社の行為および取引においては、会社の住所地および企業登記がなされている企業登記所名および登記番号が表示されなければならない。

②株式会社、合資会社および有限会社の資本は、その行為および取引において、現実に払い込まれた金額および最後の貸借対照表から明らかとなった実在する金額に従って表示されなければならない。

③第1項に定められた会社の解散後は、会社が清算中であることが行為および取引において明示されなければならない。」

(92) 同条は、1993年1月1日に施行された1992年4月30日立法措置令第285号（新道路交通法）第98条に代替されている。

第98条（検査走行）「第1項：自動車およびトレーラーの製造者、その代理人、総代理店、売買の仲介者および代理人、当該車両について権限を有する商人、車体およびタイヤの製造者、自己の計算による者も含む修理および改造工場の経営者は、技術、実験または製造に関する検査、売買もしくは準備に基づく検査または移転に関連して運行させる車両については、第93条、第110条および第114条に定められた運行証を装備する義務を負わない。ただし、車両は、MCTC 総局の県事務所が発行した検査運行走行め書類を備え置かなければならない。検査走行を行う車両には、承認を受けた権限者、またはこの者から正当な委任を受けた使用者が搭乗しなければならない。

第2項：承認の有効期間は1年とする。必要な要件に関して事前の検査を行うことができる。

第3項：検査走行に使用する車両を別の目的で使用する者は、100,000リ

ラから400,000リラまでの金額を支払う行政罰が科される。行政罰は、車両が、承認を受けた権限者、またはこの者から正当な委任を受けた使用者が搭乗していないまま運行される場合にも適用される。

第4項：第3項に定められた違反が3回を超える場合には、行政罰は200,000リラから800,000リラまでの金額を支払うものとする。後者の場合には、補助的な行政罰として、第6編第1章第2節の規定に従って車両が押収される。」

- (93) 検査用レジャー航行については、1971年2月11日法律第50号第16条を参照。

第16条「①造船所、船舶動力推進機関の製造者および売主に対しては、海事管轄権を有する郡の長官または民事自動化行政区画長官が、第8条に定められた権限の範囲内において、検査、証明または移転のための航行について承認を行う。承認証明書は、航海書類としてつねに効力を有する。

②承認を受けたレジャー用の小型船舶または船舶は、資格を有する者および承認を受けた法人または会社の使用者の指示または指令に服さなければならない。」

- (94) 民法第1901条（保険料の不払）については、拙稿・前掲注(22)64頁。
(95) 民法第1897条（危険の減少）および第1898条（危険の増大）については、拙稿・前掲注(22)62頁～63頁。
(96) 1925年1月4日勅令第63号第49条については、拙稿「1925年1月4日勅令第63号—イタリア保険法典（4）—」神戸学院法学27巻3号（1998年1月）111頁～112頁。
(97) 59年統一法典79条（職務）については、拙稿・前掲注(33)73頁を参照。

1981年1月16日共和国大統領令第45号

(1970年11月24日共和国大統領令第973号で承認された
自動車および船舶の運行に起因する
強制民事責任保険に関する施行令の改正)

Decreto del Presidente della Repubblica 16 gennaio 1981, n. 45
(Modificazione al regolamento sull'assicurazione obbligatoria
della responsabilità civile derivante dalla circolazione
dei veicoli a motore e dei natanti, approvato
con Decreto del Presidente della Repubblica
24 novembre 1970, n. 973.)
(*Gazzetta Ufficiale* 5 marzo 1981, n. 64)

第1条⁽⁹⁸⁾ (省略)

第2条 (1977年2月26日法律第39号の中で改正された形で代替された
1976年12月23日暫定措置令第857号の指示)

本命令の第3条以下の規定においては、1977年2月26日法律第39号の
中で改正された形で代替された1976年12月23日暫定措置令第857号は、
《法律》と称する。

第3条 (危険の状態に関する証明書の発行)

第1項：自動車の運行に起因する第三者に対する強制民事責任保険契
約の毎年の満期が到来した場合には、契約が締結された料率の形態にか
かわりなく、保険者は法律第2条に定められた証明書を発行しなければ
ならない。

第2項：証明書は、契約の黙示の延長の場合においても発行されなけ
ればならない。

第3項：契約が進行中に保証を中断した場合には、証明書は、契約が復活行為時に延長された期間の満期時に発行されなければならない。

第4項：「免許者登録簿」をもって管理される保険証券で付保された自動車の場合において、保険者は、1年を下回る期間に関して保証が残っている車両については、証明書を発行する責任を負わない。この車両については、証明書はその後の保険期間について発行されなければならない。車両が契約に挿入された日から開始し、その後の保険期間の満期に先立つ3ヶ月で終わる。

第5項：保険の強制が、複数の保険者間で危険が分割される契約の締結を介して履行される場合には、証明書は被指定企業によって発行されなければならない。

第6項：1年を下回る期間について締結された契約、密閉されたサーキットを含み、自動車がスポーツの試合または競技会および関連した試験走行に参加する場合に生ずる損害に関する民事責任を保証する契約については、証明書は発行される必要はない。

第4条（証明書の発行様式）

第1項：保険者が証明書を発行する場合には、契約終了日前の不確定の3日間に、契約が締結された代理店もしくは営業所に対して、または別の場合には、契約が契約者の同意によって委ねられた代理店もしくは営業所に対して送付され、契約者の手元に置かれる。

第2項：保険契約の終了日後の2ヶ月の終了日までに証明書を回収しなかった契約者は、自己の費用で証明書を取得し、保険者に対する請求を行わせることができる。

第5条（証明書の写しの発行）

証明書の発行が偶発的に遅延したり、発行されなかった場合には、保険者は、契約者の費用でなされる書面による請求に基づいて、請求の日

から30日以内に写しを発行する義務を負う。

第6条（証明書の内容）

第1項：証明書は以下の内容を記載しなければならない。

- a) 保険企業の名称。
- b) 契約者の氏名—または社名—。
- c) 保険契約の数。
- d) 契約が締結された料率の書式。
- e) 証明書が発行される契約の終了日。
- f) 価格の等級、および毎年の終了時に、特定の保険期間の進行中に事故の発生または不発生に関連して、締結行為に適用される保険料の増額または減額の変化を定める条項に基づいて、保険契約が締結された場合におけるその後の年賦に関する契約の引渡の等級。
- g) ナンバー・プレートの資料、またはナンバー・プレートが決定していない場合には、その運行に関して契約が締結された自動車のシャーシまたは動力推進機関の識別資料。
- h) 保険者の署名。

第2項：前項に定められた資料は、1969年12月24日法律第990号第7条に定められた保険証明書の適切な別段の部門の中にも示されることができる。

第7条（保険者への証明書の提示）

第1項：たとえ新しい契約が証明書を発行した保険者によって締結されないとしても、契約者は、証明書が関係する車両に関する他の保険契約の締結行為時に、危険の状態に関する証明書を保険者に対して提示しなければならない。

第2項：証明書を保険者に提示した契約者は、新しい契約が、特定の

保険期間の進行中に事故の発生または不発生に関連して、毎年の契約終了時に保険料の変化を定める条項に基づいて締結される場合には、引き上げられた価格の等級に関する料率によって定められた保険料を支払い、契約はこの階級において引き渡される。

第3項：前項の規定は、契約者が、新契約の締結の日と比較して3ヶ月を超えた契約について発行された証明書を発行する場合にも適用される。ただし、契約者が、民法第1892条および第1893条⁽⁹⁹⁾に基づいて、そしてその効果を介して、前の契約の満期後の一定の期間内に回覧しないと明示し、保険者に対して車両の運行証明書およびそれに関する補完的書類を提示する場合を除く。明示がある場合には、新契約は証明書に示された価格の等級に、または契約の締結が、それぞれ証明書が発行された契約の終了日から1年以内に生ずる契約の等級に提示される。

第4項：契約者が、新契約の引受が禁止された企業、または企業または清算委員会に証明書の発行を要求させた企業との間で前項の契約が締結されたことを証明した場合には、第2項に定められた規定は適用されない。契約者は、契約が1年を下回らない期間にわたり継続した場合には、民法第1892条および第1893条に基づいて、そしてその効果を介して、証明書に記載されなければならなかった要素を、または、契約が1年内継続した場合には、新契約の引受が禁止された企業または行政上の強制清算に付された企業によって、契約が委ねられた価格の等級を保険者に提示しなければならない。契約は提示に基づく従物の価格の等級において委ねられる。

第5項：1年を下回る期間の契約の満期において、一定の期間が進行中に事故の発生または不発生に関連して毎年の終了日ごとに、保険料の変化を定める契約の締結を要求する契約者は、保険者に対して1年を下回る期間の契約を通知しなければならない。契約者は、一時的な契約が委ねられた価格の等級に関する料率によって定められた保険料を支払う責任を負い、契約はこの等級において委ねられる。一時的な期間の契約

が「確定および絶対的な小損害不担保」条項をもって締結された場合には、契約者は契約の等級について定められた保険料を支払う責任を負う。

第6項：本条第3項の規定が適用されるのは、契約者が、新契約の締結日の3ヶ月後に期限の到来する「確定および絶対的な小損害不担保」条項をもって締結されない一時的な期間の契約を提示する場合である。

第7項：契約の締結日から6ヶ月を超えない期間に関して、締結日後に証明書を委ねる契約者は、証明書に示された価格の等級、および自己の債権となる保険料の差額の償還において提示を取得する権利を有する。保険料の差額は契約の終了日までに償還され、契約更新の場合には、新しい期間に関する保険料の増額を知らされる。

第8条（損害賠償申請書に添付すべき事故の届出書）

第1項：物的損害のみを生じさせた事故、および物的損害とともに、または物的損害を生じさせることなく、永久的な性質ではなく、事故の日から40日以内に治癒される人的損害を生じさせた事故においては、法律第3条に基づき保険者に対して損害賠償を請求する被害者は、受領通知付の書留郵便の方法をもって請求書を提出しなければならない。

第2項：請求書には、第5条に定められた届出書の書式の写しを添付しなければならない。書式がない場合には、書式に従って編集された、事故が生じた状況およびその後の結果が記載された詳細な説明書が添付されなければならない。

第9条（賠償請求書類の要件）

第1項：第8条に定められた、事故に起因する物的損害に対する賠償請求書は、損害を被った物が損害額を査定するための検査が行われる場所、日および時間を明示しなければならない。8日を下回らない日は休日であってはならず、賠償の請求書を保険者の側が受理する日の後でなければならない。時間は、通常、検査作業の遂行に当てられなければならない。

らない。

第2項：法律第3条第2項に定められた事故について、賠償を請求する意思のある被害者は、侵害の存在を迅速に通知しなければならない。請求書類には、一時的就労不能期間、年齢、労働行為およびそれに関する純収益を明示し、社会保険法人から疾病保険金を受領する権利を有するか否かを明示しなければならない。賠償請求書には、就労不能期間、治療期間および収益額を証明するために適切な書類を添付しなければならない。

第10条（賠償請求がなされる保険者の営業所）

賠償請求は、被害者の住所の所在する場所における事故の清算任務を負担する営業所、または契約が締結されたもしくは契約が委ねられた代理店の所在地、または本店においてなされなければならない。

第11条（賠償がなされなかった理由の被害者への通知）

賠償をなすことができないと判断した保険者は、その理由を分析し、かつ、詳細に述べる方法で被害者に通知する義務を負う。この義務は、請求書が第8条および第9条に定められた内容を含む場合には、第8条に定められた事故の通知が添付されない場合においても存在する。

第12条（被害者が承認した場合における提示した金額の支払）

第1項：保険者は、損害の賠償について提示した額を受領通知を受領した日から50日以内に、その金額の支払手続を行い、被害者、および賠償請求書に添付された事故通知書に記載された被害者の住所地に、賠償額と同額を郵便為替または小切手によって送付する。

第2項：保険者は、被害者に通知することにより、被害者の振替貯金口座または銀行口座において行われるべき金額の信用貸しによっても支払手続を行うことができる。

第3項：被害者は、受領の通知をもって、保険者の営業所において直接金額を受領するよう請求することができる。

第13条（被害者が承認しなかった場合と被害者が通知しなかった場合における提示した金額の支払）

第1項：保険者は、提示した額が承認されなかった旨の通知を受領した日から50日以内に、前条の規定に定められた方法でその金額を支払うか、または、賠償請求書に添付された事故通知書に被害者が記載したコムーネ、もしくは県庁所在地に設置された金融機関の支店において被害者の処分に委ねられる旨を被害者に通知する。

第2項：被害者がいかなる反応も示さないまま提示の通知から30日が経過した場合には、保険者は、その日から15日以内に、前条に定められた方法で提示金額を支払わなければならない。

第3項：被害者は、1年の期間内に金融機関において自己の処分に委ねられた金額の全部を受領しない場合には、保険者から回収することができる。

第4項：本条の規定および前条までの規定は、第8条および第9条に定められた処分に一致しない賠償の請求が存在する場合に、保険者が提示しなかった場合においても適用される。

第5項：本条の規定および前条までの規定を保険者の側が遵守しない場合には、被害者は、法律第3条に基づいて、かつ、その効果において商工省に通知することができる。

第14条（事故の通知書式の保険者による提示）

保険者は、契約を締結または更新した場合、および保険事故の発生を通知する場合には、保険証明書および証券とともに、契約者に対して、法律第5条に定められた通知の様式の見本を提示しなければならない。

第15条（行政上の強制清算に付された企業との間で進行中の強制保険契約の効力）

自動車および船舶の運航に起因する民事責任保険の営業を認可された企業が行政上の強制清算に付される場合には、清算命令が公布された日に進行中の強制保険契約は、保険が強制されている額を限度として、証明書および証票が発行された期間の終了日まで危険を保証し続ける。

第16条（損害の清算手続の認可）

法律第9条に定められた認可は、命令によって行政上の強制清算が遂行される清算委員会に対して与えられることはできない。

第17条（法律第9条に基づいて認可された清算委員会による損害の清算）

第1項：清算委員会は、法律第9条に定められた任務を遂行する場合、損害の存在と賠償可能性を認め、その額を決定する。

第2項：清算委員会は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して、債権者によって署名された清算証書を譲渡する。

第3項：損害の清算に関して債権者との合意に至らなかった場合には、清算委員会は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対してその旨を通知し、合意に至らなかった理由および委員会が承認した損害の額を示す。

第18条（債権者の合意がある場合における《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社による損害の支払）

《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社は、1969年12月24日法律第990号第19条第2項および第21条最終項に定められた限度額内において、第17条に基づいて清算委員会が全国保険公社に譲渡した清算証明書に明示された額を自己の責任で支払い、債権者に対

して郵便為替もしくは小切手で同額の金銭を送付し、または、債権者の振替貯金口座または銀行口座において行われるべき金額の信用貸しを行う。

第19条（法律第9条に定められた損害の清算費用）

第1項：各損害の清算を直接行う責任のある法律第9条に定められた損害の清算に関する清算委員会によって支払われる費用は、資産が不足する場合には、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社の責任において補てんされる。各損害の清算を直接行う責任のある法律第9条に定められた損害以外の損害の清算に関する費用は、すべて清算の責任となる。

第2項：法律第10条の規定に基づいて引き受けられた人的損害の清算費用を含む、前項に定められたものとは異なる損害の清算費用は、行政上の強制清算に付された法人の承認された最新の貸借対照表の中で、そこから判明する保険料の全体の金額と比較して、《自動車の民事責任保険》種目の保険料が判明する関係によって決定される額を限度として、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社の負担となる。

第20条（損害の清算費用の前払または償還）

清算委員会が、前条の規定に基づいて、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社が負担する清算費用に対応するために必要な金額を前払いする方法、またはその費用を償還する方法は、清算委員会と全国保険公社との間で約定され、商工省が承認する適切な協定によって決定される。

第21条（清算委員会への被指定企業の技術的支援の方式および支援された委員会からの費用の償還）

法律第9条に基づいて任務が課されている企業による技術的援助を行う様式、および任務の遂行において企業が負担すべき費用を償還するための基準は、商工省の認可の対象となり、企業、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社および清算委員会の間で締結される協定によって決定される。

第22条(1978年11月24日法律第738号によって改正という形で代替された1978年9月26日暫定措置令第576号の規定に基づいて保有契約の譲受企業との間でなされた債権者の協定に基づく損害の《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社による支払)

第1項：1978年11月24日法律第738号によって改正という形で代替された1978年9月26日暫定措置令第576号第4条の規定に基づいて損害の清算手続を遂行する保有契約の譲受企業は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して、債権者によって署名された清算証明書を提出する。

第2項：《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社は、1969年12月24日法律第990号第19条第2項および第21条第3項に定められた限度内において、前項に定められた清算証明書に明示された自己の任務において金額を支払う手続を行い、債権者に対して、郵便為替もしくは小切手で同額の金銭を送付し、または、被害者の振替貯金口座または銀行口座において行われるべき金額の信用貸しによっても支払手続を行う。

第23条(行政上の強制清算に付された企業の被雇用者の清算委員会による引受)

第1項：法律第9条の規定に基づいて認可された清算委員会は、第16条に定められた命令の公布された月の翌月に、役職員を除き、強制清算に付された時に企業に雇用されていた人を直接引き受ける手続を行う。

第2項：引き受けられた人は、引受の時に有効な保険企業に雇用されている国内団体労働契約の規定に基づいて処遇される。

第24条（行政上の強制清算に付された企業の役員について定められた委員会の構成および報酬）

第1項：法律第10条に定められた委員会は、以下の者で構成される。

商工省私保険団体利益保険総局の役職員またはその代行者。この者が委員会を運営し、召集する。

商工省私保険団体利益保険総局の職員1名。

労働社会保障省の役職員を下回らない肩書を有する職員で、労働社会保障大臣が指名した者1名。

国内において代理している範疇の同業者協会が指名した保険企業の役職員の代表者1名。

1978年11月24日法律第738号によって改正という形で代替された1978年9月26日暫定措置令第576号第5条第1項に定められた場合における、保有契約の譲受企業の代表者。

第2項：委員会は、引受を要請された各役職員について、清算に付された企業が行う職務を承認し、行われた業務の結果、人の能力および職務、役職員の立場の評価に役立つ他のすべての要素を評価する。

第3項：清算委員会の委員または譲受企業は、清算の要件、企業の要件、および委員会の評価を考慮して、前掲の人の引受手続を遂行し、最低限の契約に組み入れることを決定する。

第4項：委員会の事務は、商工省私保険団体利益保険総局の職員1名によって遂行される。

第25条（行政上の強制清算に付された企業の保有契約の《交通事故犠牲者保障基金》管理運営委員会による移転）

第1項：法律第11条第1項および第2項の規定に基づいて清算に付き

れた企業の保有契約を移転する手続が不可能であることが明らかになった場合には、清算委員会の委員は、《交通事故犠牲者保障基金》の管理運営委員会にその旨を通知し、進行中の保険契約の一覧表を作成する責任を負う。

第2項：前項に定められた一覧表の通知の日から30日以内に、管理運営委員会は、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第88条⁽¹⁰⁰⁾に定められた条件を充足する他の企業間において、自動車の民事責任保険で企業の引き受け、承認された最新の貸借対照表から判明する保険料に比例して契約を分割することを決定する。分割を行う場合には、各企業および各契約者に通知されなければならない。

第3項：分割された契約に関する危険は、新しい保険期間の関する保険料が支払われた場合には、第15条に定められた期間の終了日から開始する新しい保険者の責任となる。

第26条（行政上の強制清算に付された企業の被雇用者の《交通事故犠牲者保障基金》管理運営委員会による移転）

第1項：《交通事故犠牲者保障基金》の管理運営委員会は、前条に定められた基準に基づき、契約が委ねられた企業間において、委ねられた企業の各契約の保険料の額に比例して、清算に付された企業の清算委員会によって引き受けられた人の配分を決定する。その場合には、法律第11条最終項に定められた抗弁を主張する。

第2項：企業は、清算の要件に関連して、清算委員会との間で協定された計画に従って、漸次、人を引き受けることを決定する。

第27条（清算手続費用の清算委員会への前払）

第1項：清算の手続費用欠如または不足のゆえに、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して、法律第12条に定められた前払を要求する清算委員会の委員は、金額を提示するにあ

たり、企業の清算手続の費用の予測額を明示し、清算の要件に必要な人に関する情報を含んだ請求書を提示しなければならない。

第2項：事前に受領した額を消費し、第1項に定められた要求を更新する清算委員会の委員は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して、受領した前払金を使ってなされた費用の決算報告書を提出する義務を負う。決算報告書は、翌年の2月28日までに使われた費用について明示されなければならない。

第28条 《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社の計算によって清算されるべき損害の予想額の保有契約の移転の清算委員会および譲受企業への通知

第1項：毎年5月31日までに、法律第9条に基づいて認可された清算委員会は、《交通事故犠牲者保障基金》を独立して管理運営する全国保険公社に対して、前年の終了時に、基金の計算で清算されていない損害の予測額が判明しなければならない旨の予想を提出する。

第2項：第1項の規定は、1978年11月24日法律第738号において改正という形で代替された1978年9月26日暫定措置令第576号に定められた保有契約の譲受企業に対しても、暫定措置令第4条に定められた損害に関して適用される。

(98) 70年大統領令改正内容が反映されている。

(99) 民法第1892条（悪意または重大な過失による不実告知および不告知）および第1893条（悪意または重大な過失なき不実告知および不告知）については、拙稿・前掲注(22)61頁～62頁を参照。

(100) 59年統一法典88条（清算中の企業の保有契約の包括移転）については、拙稿・前掲注(33)76頁を参照。

(1999年4月30日脱稿)

（追記 本稿は、平成10年度神戸学院大学共同研究助成金（B）による研究成果である。本稿を作成するにあたり、本学法学部の龍田節教授な

らびに大久保邦彦助教授から有益なご教授を賜ることができた。心より御礼申し上げる次第であります。)